

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針1 消費者安全の確保

施策目標1 安全な消費生活環境の確保

個別施策① 衣食住の安全性の確保

消費者被害の未然防止を図り、消費生活の基盤である衣食住の安全性や、商品等の安全性を確保できるよう、生産者、加工者、流通、販売者における食等の安全管理体制の推進、食品の安全性や表示についての監視・指導体制等の充実、安心して暮らせるすまいなど、安全性の確保について支援します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|--|---|--|---------------------|
| 1 | 食鳥検査の実施 | 食鳥処理（と殺から内臓摘出までの解体処理）の際に生体の状況や内臓等について必要な検査を行うとともに解体処理場等の監視指導を実施することで、食鳥の肉、内臓等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民に安全な食鳥肉を提供する。 | 監視指導件数 58件 食鳥検査件数 586,103件 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 2 | BSE検査の実施 | 中央卸売市場第二市場（と畜場）にて解体処理される牛のうち、「24か月齢以上の牛で運動障害等の神経症状が疑われる牛等」を検査対象として牛海綿状脳症の判定検査を行い、牛海綿状脳症に感染した牛由来の食肉等を市場に流通させないようにする。 | BSE検査件数 7件 ※ 平成29年4月以降、健康牛に係るBSE検査を廃止する改正省令を踏まえ、運動障害等の神経症状が疑われる牛を検査対象としている。 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 3 | 生食用食肉取扱施設に係る届出制度及び事業者からの依頼検査の受付 | 生食用食肉取扱に係る届出制度を施行し、取扱施設を把握するとともに、生食用食肉の適切な取扱について監視指導を行う。 また、生食用食肉を取り扱う食品等事業者による更なる自主衛生管理を促進するため、国の規格基準で定められた腸内細菌科菌群の検査について検査体制を整備し、事業者からの依頼検査を受け付ける。 | 生食用食肉取扱施設 154件 監視指導延件数 104件 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 4 | 食品の放射能検査 | 衛生環境研究所において、食品の放射能検査を実施する。 | 中央卸売市場第一市場 農産物 33検体 中央卸売市場第一市場 水産物 12検体 市内小売店等 15検体 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 5 | 毒物及び劇薬取締法に基づく販売業者、業務上取扱者及び特定毒物研究者の監視指導 | 毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者及び特定毒物研究者を所管し、毒物劇物の流通や使用時における危害が防止されるよう監視業務を行い、適正な管理及び取扱いを促すよう指導する。 | 監視実績 毒物劇物販売業 56件 毒物劇物業務上取扱者 17件 特定毒物研究者 4件 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 6 | 貯水槽水道の設置者への指導 | 設置者に対して貯水槽水道の管理について指導、助言及び勧告 | 貯水槽水道戸別調査件数 1,739件（令和4年度：1,220件） | 上下水道局 水道管路課 |
| 7 | 水道原水及び水道水中の放射性ヨウ素及び放射性セシウムの測定 | 市街地及び山間地域の代表箇所にて採水した水道原水及び水道水について、個別の放射性物質の濃度を測定することができるゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性ヨウ素（ヨウ素131）及び放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）の濃度を測定する。 | 「京都市地域防災計画原子力災害対策編」及びその細部計画である「水道対策計画」に基づき、市街地の水道原水（1地点）、給水柱水（3地点）を毎月1回、山間地域の水道原水（3地点）及び水道水（5地点）を3か月に1回、放射性物質の濃度を測定した結果、すべて不検出（検出限界値未満）であった。 | 上下水道局 水質第1課 |
| 8 | 学校給食に使用する食材の放射能検査 | 対象地域産の食材を使用する際には、随時検査を実施し、検査結果をホームページ上で公表する。 | 対象地域産の食材を使用する際には、随時検査を実施し、検査結果をホームページ上で公表した。 | 教育委員会事務局 体育健康教育室 |
| 9 | 京都市細街路対策事業 | 平成24年7月から、木造密集市街地に多く存在する袋路始端部における耐震・防火改修等の工事費を対象に助成を行い、細街路の避難安全性向上を目指す。 | 袋路等始端部における耐震・防火改修事業 助成件数1件、助成額480千円 （令和4年度助成件数2件、助成額1,600千円） | 都市計画局 まち再生・創造推進室 |
| 10 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修計画の認定 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づき、建築物の耐震改修の計画を認定する。 | 認定件数 1件 | 都市計画局 建築審査課 |

参考資料 1

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

| 基本方針1 消費者安全の確保 | | | | |
|----------------|---|--|------------------------------|------------------|
| 11 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条に基づき、建築物の地震に対する安全性に係る認定を行う。 平成25年11月25日開始 | 認定件数 0件 | 都市計画局 建築審査課 |
| 12 | 木造住宅の耐震診断士派遣 | 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、耐震診断士を無料で派遣し、地震に対する安全性を評価するための耐震診断を実施する。 | 申込者負担金：無料 利用実績：170件（186戸） | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 13 | 京町家の耐震診断士派遣 | 昭和25年11月22日以前に着工された京町家を対象に、耐震診断士を無料で派遣し、地震に対する安全性を評価するための耐震診断を実施する。 | 申込者負担金：無料 利用実績：132件（170戸） | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 14 | 京町家の基本計画作成 | 京町家の耐震診断士派遣を利用した京町家を対象に、将来的な耐震改修の参考となる基本計画を、耐震診断士が作成する。 | 申込者負担金：2万円 利用実績：42件（61戸） | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 15 | まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業 | 耐震性及び防火性が確実に向上する様々な工事を補助対象としてあらかじめメニュー化。木造住宅及び京町家を対象に、メニューに該当する耐震改修工事、防火改修工事に要する費用の一部を助成する。 | 令和4、5年度は一時休止している。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 16 | 京都市分譲マンション耐震化対策事業（耐震診断） | 分譲マンションを対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。 | 令和4、5年度は一時休止している。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 17 | 京都市分譲マンション耐震化対策事業（耐震改修計画作成） | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された分譲マンションを対象に、耐震改修の計画、設計及び工事費見積りに要する費用の一部を助成する。 | 令和4、5年度は一時休止している。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 18 | 京都市分譲マンション耐震化対策事業（耐震改修） | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された分譲マンションを対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。 2段階の工事に分けて行う耐震改修工事で、第1回目の工事として行う、耐震化の優先度の高いピロティ階の耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。（特定分譲マンションに限る。） | 令和4、5年度は一時休止している。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 19 | 京都市特定既存耐震不適格建築物耐震化対策事業（耐震診断） | 緊急輸送道路等の沿道の建築物や、病院、避難所等、災害時に防災拠点となる建築物を対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。 | 令和4、5年度は一時休止している。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 20 | 京都市特定既存耐震不適格建築物耐震化対策事業（耐震改修計画作成） | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された緊急輸送道路（重要路線に限る。）の沿道の建築物を対象に、耐震改修の計画、設計及び工事費見積りに要する費用を助成する。 | 令和4、5年度は一時休止している。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 21 | 京都市特定既存耐震不適格建築物耐震化対策事業（耐震改修） | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された緊急輸送道路（重要路線に限る。）の沿道の建築物を対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。 | 令和4、5年度は一時休止している。 | 都市計画局 建築安全推進課 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

| 基本方針1 消費者安全の確保 | | | | |
|----------------|--|---|---|------------------|
| 22 | 京都市吹付けアスベスト除去等助成事業 | 吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物を対象に、含有調査費用や除去等（除去、封じ込め又は囲い込み）の工事費の一部を助成する。 | 【含有調査】 補助率：100%、補助限度額：25万円 利用実績：4件 【除去等】 補助率：3分の2、補助限度額：100万円 利用実績：3件 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 23 | 京都市修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策事業（耐震診断） | 修学旅行生が利用するホテル、旅館を対象に、耐震診断に要する費用の一部を助成する。 | 令和4、5年度は一時休止、令和5年度末をもって終了した。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 24 | 京都市修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策事業（耐震改修計画作成） | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された修学旅行生が利用するホテル、旅館を対象に、耐震改修の計画、設計及び工事費見積り等に要する費用を助成する。 | 令和4、5年度は一時休止、令和5年度末をもって終了した。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 25 | 京都市修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策事業（耐震改修） | 耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断された修学旅行生が利用するホテル、旅館を対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。 | 令和4、5年度は一時休止、令和5年度末をもって終了した。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 26 | 京都市既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業（耐震改修計画作成） | 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により耐震診断の実施が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模な建築物（耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断されたものに限る）について、耐震改修の計画、設計及び工事費見積り等に要する費用を助成する。 | 補助率：耐震改修計画作成費用≤500万円の場合 耐震改修計画作成費用の6分の5 耐震改修計画作成費用>500万円の場合 耐震改修計画作成費用の1/3+250万円 利用実績：0件 令和5年度末をもって終了した。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 27 | 京都市既存耐震不適格建築物緊急耐震化対策事業（耐震改修） | 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により耐震診断の実施が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模な建築物（耐震診断の結果、地震に対する安全性が低いと診断されたもので、災害時における社会貢献について協定締結したものに限り）について、耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。 | 補助率：耐震改修工事費用≤1億円の場合 耐震改修工事費用の600分の269 耐震改修工事費用>1億円の場合 耐震改修工事費用の11.5%+3,333万3千円 利用実績：0件 令和5年度末をもって終了した。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 28 | 京都市土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業 | 土砂災害特別警戒区域の指定によって、既存不適格となった建築物を対象に土砂災害に対する安全対策工事に要する費用の一部を補助する。 | 補助率：土砂災害に対する安全対策工事費用の23% 補助限度額：1棟当たり75.9万円 利用実績：0件 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 29 | 京都市要安全確認計画記載建築物（指定道路沿道）耐震化対策事業（耐震診断） | 京都市建築物耐震改修促進計画において指定した耐震診断を義務化する道路の沿道建築物を対象に、耐震診断に要する費用を助成する。 | 補助率：耐震診断費用の全額 補助限度額：なし 利用実績：0件 令和5年度末をもって終了した。 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 30 | 京都市要安全確認計画記載建築物（指定道路沿道）耐震化対策事業（耐震改修計画作成） | 京都市建築物耐震改修促進計画において指定した耐震診断を義務化する道路の沿道建築物を対象に、耐震改修等の計画、設計及び工事費見積り等に要する費用を助成する。 | 補助率：耐震改修計画作成費用の6分の5 補助限度額：なし（延べ面積に応じた補助対象費用の限度あり） 利用実績：1件 | 都市計画局 建築安全推進課 |
| 31 | 京都市要安全確認計画記載建築物（指定道路沿道）耐震化対策事業（耐震改修） | 京都市建築物耐震改修促進計画において指定した耐震診断を義務化する道路の沿道建築物を対象に、耐震改修工事（建替え及び除却含む。）に要する費用を助成する。 | 補助率：耐震改修工事費用の15分の11 補助限度額：2,530万円（別途、延べ面積に応じた補助対象費用の限度あり） 利用実績：0件 | 都市計画局 建築安全推進課 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

| 基本方針1 消費者安全の確保 | | | | |
|----------------|-------------------------|---|---|----------------|
| 32 | 鉛製給水管取替工事助成金制度の実施 | 市民が敷地境界から蛇口までの間にある鉛製給水管を鉛以外の材質に取り替える際に、工事費の一部を助成する。 | 実績14件/1,414千円（令和4年度18件/1,891千円） | 上下水道局 水道管路課 |
| 33 | 分譲マンション管理アドバイザー派遣事業 | 分譲マンションの管理組合等を対象に、マンション管理士等のアドバイザー（専門家）を派遣し、マンションの管理運営や、大規模修繕工事の進め方、修繕積立金の見直し方、京都市が規定する管理計画認定規準の適合状況等について、講義形式等によるアドバイスを行う。 | 派遣回数：21回 | 都市計画局 住宅政策課 |
| 34 | 住情報の発信（京都市安心すまいづくり推進事業） | 多くの市民が訪れ、相談する区役所・支所等と連携し、市民から問い合わせが多い内容で、専門家が対応する相談会等を実施する。また、すまいに関する情報コーナーや京安心すまいセンターの職員が対応する一般相談ブースも併設する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・西京区、東山区、左京区の3区等と連携。 ・相談会参加組数：28組/31組（実績/定員） ・セミナー参加者数：64名/80名（実績/定員） （右京区抜粋） 令和5年度 相談会参加組数：14名/34名（実績/定員） | 都市計画局 住宅政策課 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針1 消費者安全の確保

個別施策② 商品等の安全性の確保

消費生活にとって重要・不可欠である商品等について、その特性に応じた表示等を適正に運用します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の実績 | 所管局・課等 |
|-----|--|--|---|------------------|
| 35 | 食品衛生監視員による飲食店等の監視指導 | 食品衛生法に基づき、医療衛生センター等に配置されている食品衛生監視員が、食品関係営業者に対し、飲食店等の許可、監視指導及び自主的な衛生管理推進の啓発を行うと共に、京都市中央卸売市場や市内で製造・流通・販売されている食品の検査を衛生環境研究所等で実施する。また、一般消費者に対しては、あらゆる機会を通じて食品衛生に関する知識を普及啓発を図る。 | 監視指導件数 27,537件 食品関係施設数 40,537件 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 36 | 衣類、家庭用洗剤等の試買検査及び施設の監視指導 | 衣類や塗料等の家庭用品による市民の健康に係る被害を未然に防ぐために、規制対象家庭用品を買い上げ、有害物質の検査を行うとともに、製造、卸売及び小売業者に対し、監視、指導を行う。 | 監視件数 129件 試買検体数 120検体 検査件数 230件 違反件数 0件 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 37 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局、医薬品販売業者及び医療機器等販売業、貸与業者に対する監視指導 | 薬局、医薬品店舗販売業及び医療機器等販売業・貸与業を所管し、医薬品が市民に対して適正かつ安全に提供されるよう監視業務等を行い、適正な管理及び販売をするよう指導する。 | 監視実績 薬局 163件 店舗販売業 107件 特別販売業 0件 高度管理医療機器等販売業・貸与業 185件 管理医療機器販売業・貸与業 56件 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 38 | 環境衛生監視員による生活衛生関係営業施設の衛生監視指導 | 生活衛生関係営業施設（旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所）について、法、要領等に基づいた許可、検査確認、届出受理業務を行う。また、当該営業施設については環境衛生監視員が立入監視を行い、法規制の遵守、衛生管理の徹底を指導し、利用者（市民）の安全を確保する。 | 監視指導件数 旅館業 835件 興行場 29件 公衆浴場 108件 理容所 288件 美容所 1002件 クリーニング所 410件 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 39 | 興行場、百貨店等特定建設物の衛生監視指導 | 特定建築物（興行場、百貨店等）所有者等の建築物に対する維持管理状況を調査するとともに、空気環境等の現場測定結果を基に所有者等に対し、適正な維持管理を指導することにより、当該建築物を利用する者の健康の保護を図る。 | 監視指導件数 興行場 8件 百貨店 7件 店舗 17件 事務所 28件 学校 19件 旅館 38件 その他 7件 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 40 | 違法「民泊」対策の強化 | 市民と宿泊者の安全安心の確保及び周辺の生活環境との調和の確保のため、住宅宿泊事業法に基づく届出の受付、違法・不適正な「民泊」に対する通報等の受付、監視や指導の徹底を図る。 | <住宅宿泊事業法に基づく届出件数> 届出受理件数：95件、廃業等届出件数：27件 (参考：届出住宅件数：628件) <民泊通報・相談窓口※> 違法「民泊」に関する通報等：30件 ※受付：午前10時～午後5時（電話受付：平日のみ、FAX・メール受付：24時間） <無許可営業疑い施設に対する調査・指導状況（平成28年度～令和5年度）> 無許可営業が疑われる施設：2,766施設 その内、営業中止等に至った施設：2,765施設 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針1 消費者安全の確保

個別施策③ 危害等に関する迅速かつ的確な情報提供等

商品等の使用等により生じた消費者事故や多発している消費者被害に関する情報収集を行うとともに、消費者被害の発生・拡大を防ぐため、収集した情報を消費者へ迅速かつ的確に提供します。

また、情報提供の際には、若年者・高齢者等、消費者の年齢及び特性に応じて、注意喚起や情報提供の内容・情報伝達手法を工夫し、より効果的な注意喚起等を行います。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の実績 | 所管局・課等 |
|-----|-----------------------------|---|---|---|
| 41 | ホームページ等による情報発信 | 消費生活相談機能と消費者問題解決力の強化を図るため、消費生活総合センター独自のホームページ及びSNS（Facebook、X）により、悪質商法の注意喚起等を分かりやすく伝えていくとともに、消費生活相談窓口の更なる周知を図る。 | 悪質商法の手口の解説等、市民が消費者問題に直面した際に問題解決の手助けとなるような情報を分かりやすく提供するため、独自ホームページ及びSNS（Facebook、X）を活用した情報の発信を行った。 SNS発信件数：94件（令和4年度85件） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 42 | 食の安全・安心情報の提供 | 食の安全・安心に係る様々な情報について、正確・迅速に公表する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都市情報館において、食品の放射能検査結果や自主回収情報を公表し、随時更新するとともに、食中毒予防の啓発等、様々な情報提供を行った。 ・みやこ健康安全ねっと（健康危機管理情報電子メール配信）により、食中毒予防等の情報配信を行った（令和5年度配信数 4回）。 ・SNS（京都市食の安全安心公式Facebook）で食の安全安心に関する情報発信を行った（令和5年度配信数 57回）。 ・食の安全安心デー（8月1日）に、伏見大手筋商店街をはじめとする市内18か所において食中毒予防街頭啓発活動を実施 ・厚生労働省が定める食品衛生月間（8月）に、市民しんぶん、「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリKYO-DENTにおいて食中毒予防を呼びかけを行った。 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 43 | 食品の自主回収の公表 | 食品衛生法又は食品表示法に基づき、事業者から食品の自主回収に関する報告があった場合に、厚生労働省又は消費者庁のホームページで公表することにより消費者に広く周知を図る。 | 自主回収着手報告書受理件数：32件 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 44 | 悪質業者等に対する注意喚起 | ホームページに悪質商法・職員偽装・窃盗事件に対する注意を掲載する。また、検針時に配布する事業用リーフレットに悪質商法・職員偽装に関する記事を掲載し注意喚起する。 | ホームページに掲載した。また、リーフレットチラシの一部に悪質業者に対する注意喚起の記事を掲載し検針時に投函した。 | 上下水道局 お客さまサービス推進室 |
| 45 | 京都市指定上下水道工事業者案内 | 上下水道工事に係る悪質業者による被害を避けるため、ホームページで「京都市指定工事事業者」や問合せ先を紹介する。 | ホームページに掲載 | 上下水道局 お客さまサービス推進室 水道部水道管路課 下水道部管理課 |
| 46 | FM845「ピッカピカラジオ」による情報の提供 | FM845（株式会社リビングエフエム）の放送番組「ピッカピカラジオ」の中の「ライフインインフォメーション」コーナーにおいて、悪質商法の手口と対処法等について情報を提供する。 | 年末年始を除く毎週月曜日の午前11時18分ごろに約3分間放送 放送回数51回（令和4年度52回） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 47 | 京（みやこ）・くらしの安心安全情報の発行 | 最新の悪質商法等に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として、「京・くらしの安心安全情報」を年6回発行する。 | 発行回数・部数等 年6回、約2,200部（各回）、A4版（A3二つ折り） 配布先 消費生活総合センター、市役所本庁舎、区役所・支所、各区社会福祉協議会、図書館等（そのほか、地域包括支援センターへ電子メールで配信するとともに、大学生向けアプリ「KYO-DENT」へ掲載） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 48 | 情報メール便の配信 | 事前に登録された市民に対して、消費者契約に起因する商品・役務に関する危害情報、契約上のトラブルに関する相談情報、その他の緊急情報を適宜メールで発信する。 | 消費生活総合センターが発行する「京（みやこ）・くらしの安心・安全情報」に関する情報や悪質商法等に関する注意喚起を配信した。（登録者数 896名） 配信実績 96回（令和4年度81回） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 49 | 大学コンソーシアム京都及び各大学への消費生活情報の提供 | 学生向けの消費者被害に関する情報交換メーリングリストや学生向けアプリ「KYO-DENT」を活用し、消費者被害情報や消費生活相談窓口等を発信することで、若年者の消費者被害の未然防止を図る。 | 京都府内の一部の大学の学生課、市・府消費生活センター及び京都弁護士会で構成されたメーリングリストや総合政策室大学政策担当が所管する学生向けアプリ「KYO-DENT」を活用し、学生向けの消費者被害に関する注意喚起や消費生活相談窓口の周知等を行う。 メーリングリスト 2回、KYO-DENT 6回 | 文化市民局 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針1 消費者安全の確保

個別施策④ 非常時における合理的な消費行動の推進

大規模災害時や感染症拡大時等の非常時では、SNS等の普及に伴う誤った情報の拡散等により消費者が心理的に不安定な状態に陥り、合理的でない消費行動をとってしまう可能性があります。

このような状況を踏まえ、日頃からデジタル社会における合理的な消費行動、SNS等が社会に与える影響、災害に関する知識等を広く普及啓発することで、非常時においても消費者が自主的かつ合理的な消費行動を選択できるよう取組を推進します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の実績 | 所管局・課等 |
|-----|------------------------------------|---|--|---------------------------------|
| 50 | 子どものスマホ・ゲーム機等の利用に関わる情報モラル教育及び保護者啓発 | 「京都はぐくみ憲章」の理念の下、スマホ等の危険性や依存性を正しく認識し、それらの危険から身を守る力を身に着けるため、市民ボランティア（情報モラル市民インストラクター）をはじめ、学校・事業者等と連携した子ども向けの情報モラル教室や慶心義塾大学サイバー防犯ボランティア研究会と連携した情報モラルオンライン教室、保護者・市民向けの情報モラル講座を実施するとともに、携帯電話会社の協力のもと、子どもや教職員、保護者向けのケータイ教室を実施するなど、各地域・学校等で周知・啓発活動を展開している。 | <ul style="list-style-type: none"> 情報モラル教室の実施 実施校数：小学校79校、中学校5校 情報モラルオンライン教室の実施 実施校数：小学校17校、中学校6校、総合支援学校2校 情報モラル講座の実施 実施数：50回 ケータイ教室の実施 小学校：62校 中学校：27校 高等学校：4校 総合支援学校：2校 計95校 | 教育委員会事務局 生涯学習部 学校地域協働推進担当 |
| 51 | 児童に対するスマホ、SNSの安全な使い方教室の実施 | SNSの利用に起因するトラブルから子どもたちを守るために、京都府警察の協力のもと、管内の小学校高学年を対象とした「スマホ、SNSの安全な使い方教室」を開催する。 | R5年度は当事業を廃止し、代わりに小学生ではなく幅広い層を対象としたスマホ教室を実施。 ※【調書2】に記載 | 醍醐支所 地域力推進室 |
| 52 | 京都市市民防災センター | 災害時に不可欠な防災知識や行動を「見る」「聴く」「触れる」「感じる」ことで学ぶことができるほか、防災に関するイベントや講習、防災関連用品の販売等を行う。 | 防災講演会、防火・防災講習の開催、応急手当の普及・防災啓発事業、防災用品の普及啓発及び販売を行うとともに、正確な情報発信に努めることで、市民の防災意識の更なる向上を図った。 R5年度の来館者数68,744人（R4年度：39,264人） | 消防局 消防団・自主防災推進室 |
| 53 | 京都市防災ポータルサイト | 京都市防災ポータルサイトにより、各種災害情報の提供、京都市の防災施策などの防災に関する情報等を提供する。 | 京都市防災ポータルサイトにおいて、災害情報、防災施策等の情報を広く提供するとともに、「京都市ぼうさいパーク」や「マイ・タイムライン」をはじめとするコンテンツを用いて、市民への啓発や防災意識の向上を図った。 | 行財政局 防災危機管理室 |
| 54 | 防災訓練、避難所運営訓練の実施 | 平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、防災の重要性を再認識していただくため、市民が参加・体験できる防災訓練を毎年実施する。 | 令和5年10月28日に京都市総合防災訓練を実施 大規模災害対応訓練と参加機関による防災啓発ブース展示を実施し、市民の防災意識の向上を図った。 <ul style="list-style-type: none"> 訓練参加機関：38機関 訓練観覧者：約3,500名 大規模災害対応訓練のYouTubeライブ配信を実施 新規取組として、土のう作成体験コーナー（水防事務組合）や地震保険の相談会（協定締結機関）を実施 避難所運営マニュアル策定済みの避難所（令和6年3月31日現在、433箇所中420箇所）について、運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施と、訓練結果を受けた運営マニュアルの適宜見直しに取り組んだ。 | 行財政局 防災危機管理室 |
| 55 | 災害に備えた飲料水備蓄の啓発 | 当局が製造及び販売する「京のかがやき 疏水物語」を活用し、ホームページ等で飲料水の備蓄を啓発する。 | <ul style="list-style-type: none"> 6月から7月にかけて、水道メーターの検針時に配布するリーフレットに「疏水物語」の記事を掲載し、飲料水の備蓄啓発を実施 各種SNS（X、Instagram、Facebook）で備蓄啓発に関する内容を投稿。 当局のイベントに加えて、他局が主催・後援するイベント等で「京のかがやき疏水物語」やPRビラの配布を行い、啓発活動を実施 | 上下水道局 総務課 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針1 消費者安全の確保

施策目標2 表示等の適正化の推進

個別施策⑤ 表示等の適正化に向けた指導等

消費者が適切な商品等を選択するためには、品質や内容について適正な表現により情報が提供される必要があるため、定められた基準を事業者に遵守させる取組を行います。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|-----------------------------------|--|--|-------------------------|
| 56 | 法律に基づく販売業者等に対する立入検査等 | 法律に基づく販売業者等に対する立入検査等を実施し、販売されている製品に法令で義務付けられた表示がされているか確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 販売業者等への立入検査 家庭用品品質表示法 2事業所（令和4年度 3事業所） 消費生活用製品安全法 1事業所（令和4年度 1事業所） 電気用品安全法 2事業所（令和4年度 2事業所） ガス事業法 1事業所（令和4年度 1事業所） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 1事業所（令和4年度 1事業所） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 57 | 食品表示監視指導業務 | 法律に基づき市内の事業者等に対し、食品表示（品質事項）に係る調査等を実施し、食品表示の適正化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者等からの問合せ・回答 284件（令和4年度 320件） 事業者等への任意・立入検査 7件うち指導・注意 5件（令和4年度 1件うち指導・注意 1件） 食品表示パトロール 16件うち指導・注意 8件（令和4年度 16件うち指導・注意 2件） 買上調査（うなぎ加工品） 5件（令和4年度 5件（さといも）） 食品表示法に基づく指示・公表 0件（令和4年度 0件） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 58 | 商品等の表示・包装基準の調査・指導 | 商品等を購入し、使用・利用する際に、商品についての必要な情報が得られるようにするとともに、その内容等を誤認することを防止するため、消費生活条例に基づき、「商品等表示基準」、「単位価格表示基準」、「包装基準」を定めており、これら3つの基準の遵守に向けて、調査、指導等を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 商品等表示基準 事業者等からの問合せ 8件（令和4年度 6件） 単位価格表示基準 事業者等からの問合せ 0件（令和4年度 0件） 包装基準 事業者等からの問合せ 7件（令和4年度 7件） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 59 | 青果・水産物の品質表示に関する事業者指導 | 食品表示を規定する法律に基づき、表示が適正でない食品の流通を未然に防止し、業界が一丸となって安心・安全な食品の流通に心掛けるよう指導、啓発を行う。 | せり取引監視業務において、適正表示の指導（随時） | 産業観光局 中央卸売市場 第一市場 |
| 60 | 牛肉・豚肉の流通に係る事業者指導 | 消費者が安全・安心な食肉を購入できるようにするため、市場における売買取引等が、法令に則して適切に行われているかなどの点を中心に、卸売業者や関連事業者等の指導監督等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者及び売買参加者に対する適正表示の指導（随時） 取引の方法等に関する指導（随時） | 産業観光局 中央卸売市場 第二市場 |
| 61 | 栄養表示等の指導・食品の健康保持増進効果等に関する広告等の監視指導 | 食品関連事業者等を対象に、食品表示法に基づく指導・健康増進法第31条の第1項に基づく指導を行う。 | <p>食品関連事業者等を対象に、食品表示法に基づく栄養成分表示等に関する相談・指導及び健康増進法第65条の第1項に基づく相談・指導を実施した。</p> <p>【相談・指導実績（令和5年度）】 個別 89件（令和4年度 158件） 集団 0回 延0人（令和4年度 0回 延0人）</p> | 保健福祉局 健康長寿企画課 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針1 消費者安全の確保

個別施策⑥ 生活必需品の安定供給と適正な価格の確保

消費者が安心して消費生活を営むためには、生活関連物資が安定的に適正な価格で供給されることが必要なため、価格や需給動向を把握するとともに、著しい価格高騰時などには必要な調査を行い、関係局と連携して所要の対策を講じ、消費者に情報提供を行います。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の実績・取組状況 | 所管局・課等 |
|-----|-----------------------|--|---|-------------------------|
| 62 | 生活必需品の物価安定対策 | 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向け、価格の動向や需給の状況についての情報収集・提供。また、必要に応じて、価格の調査等を実施する。 1 物価状況に係る情報の収集・提供 消費者物価指数などの主要統計について、情報を収集・提供する。 (以下、物価が大幅に高騰した際の緊急対応) 2 物価・流通等の緊急調査 必要に応じ、流通機構、価格動向、需給状況等に関する情報収集を行うための調査を実施する。 3 国が調査物資を指定した際の対応 国が関連法に基づき価格が高騰した物品を調査物資として指定した場合、本市は事業者に対し、標準価格以下の価格での販売指示等を行うことになる可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 1については、京都府及び総務省統計局による価格調査結果により情報収集を行うとともに、消費生活総合センターホームページに主要統計のリンク集を掲載している。 2及び3については、国が指定する調査物資の事案がなかったため、未実施。 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 63 | せり人等に対する講習 | 市場の重要な機能の一つである価格形成を担うせり人、せり参加人、売買参加者に対して、登録等の更新時に講習会を実施し、法令にのっとった公正・公平な取引が行われるよう認識を高める。 | <ul style="list-style-type: none"> せり参加人認定更新講習会 実施日 6月19日、6月26日 出席者数 66名 せり人登録更新講習会 実施日 7月20日、7月21日 出席者数 19名 | 産業観光局 中央卸売市場 第一市場 |
| 64 | 卸売業者に対する検査 | 卸売業者の業務又は財産の状況等を検証し、業務運営の適正化と財務の健全化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 検査の実施 業務検査及び財務検査を1社に実施 | 産業観光局 中央卸売市場 第一市場 |
| 65 | せり人等に対する講習、卸売業者に対する検査 | 入荷する食肉について、公正な評価による透明性の高い卸売価格が形成されるよう、市場取引に関して業者への指導監督等を行う。また、卸売会社に対する業務検査及び財務検査を実施し、業務監督を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 卸売会社業務検査及び財務検査：1社1回（令和4年度：1社1回） せり取引時における監視（常時） 販売原票等の書類確認（常時） せり人等に対する講習はせり人登録更新の講習会を実施 | 産業観光局 中央卸売市場 第二市場 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針1 消費者安全の確保

施策目標3 取引の適正化

個別施策⑦ 事業者に対する指導等の強化

法令違反の取引行為を行う事業者に対して、法令上の措置が迅速に適用されるよう、関係法令上の権限を有する関係機関と緊密に連携します。特に、刑事処分の可能性がある案件については、警察との連携により積極的に対応します。

また、悪質な勧誘や誇大広告等、法令違反の疑いのある案件については、京都府、京都府警察、京都弁護士会その他の関係機関との連携の下、早期対応による被害の拡大防止を図ります。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の実績 | 所管局・課等 |
|-----|----------------------------------|--|---|---------------------|
| 66 | 不適正な取引行為に対する事業者指導 | 京都市消費生活条例に基づき、不適正な取引行為を行う事業者に対し、指導のうえ是正を求め、改善が見られない場合は勧告・公表する。 | <ul style="list-style-type: none"> 指導（文書）、勧告、公表件数 0件（令和4年度 0件） 口頭指導 0件（令和4年度 0件） ※ 口頭指導は、条例に基づき事業者を呼び出し、指導した場合を1件とする。 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 67 | 京都府、京都府警察、京都弁護士会等の関係機関との会議の定期的開催 | 悪質な事業者への対応強化や迅速な被害救済を図るため、京都府、京都府警察、京都弁護士会等関係機関との会議等を定期的で開催して情報交換を行うことにより、連携の強化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 合同事例研究会（京都弁護士会主催） 6回 京都府下の相談員による情報交換会（京都府主催） 11回 苦情処理研究会（京都府主催）（11月、3月開催） 2回 京都府警との情報交換会（京都府主催） 6回 ヤミ金・架空請求被害対策協議会（京都府、京都府警察、京都弁護士会他、16団体） 1回 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 68 | 「事業者向け出前講座」の実施 | 不適正な取引行為を未然に防ぐことを目的として、希望する事業者に対し、京都弁護士会に所属する弁護士を講師として派遣し、消費者保護の視点から消費者関連法令の遵守や事業者としての社会責任に関する啓発を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 実施件数及び参加者数 0件 0名（令和4年度 0件 0名） | 文化市民局 消費生活総合センター |

個別施策⑧ 適正な取引行為の徹底

商品等や取引形態の複雑化・多様化に伴い、不当な取引行為が多様な形態で横行している現状を踏まえ、消費者被害を未然に防止し、取引の適正化を図るため、関係機関と連携するとともに、京都市消費生活条例に掲げる不適正な取引行為を行った事業者に対する指導・勧告等の条例上の措置を速やかに行います。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の実績 | 所管局・課等 |
|-----|--------------------------------|--|---|---------------------|
| 69 | 事業者訪問への対応（事業者による自主行動基準策定の働き掛け） | 事業者が相談状況等に係る情報収集や自社の取組の報告等のために訪問した際に、情報提供や指導等を行う。また、自主行動基準の策定を働き掛けることにより、事業者の不適正な取引行為や消費者トラブルの未然防止を図る。 | 事業者及び事業者団体の訪問に応じ、京都市消費生活条例で定める「不適正な取引行為」のおそれがある勧誘行為の指摘を行ったり、昨今の消費者トラブルの傾向、事業者及び事業者団体が努めている消費者トラブルの未然防止策等の意見交換を行った。 事業者訪問の実績 69件（令和4年度 75件） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 70 | 近畿相談担当者連絡会議 | 相談業務の効果的推進と円滑な運営に資するために、近畿地域の消費生活センターの相談担当者が相談事例等に関する情報を交換する。 | 近畿地区の都道府県及び政令指定都市との連携により、相談事例等の研究や情報の共有を図った。 第125回 7月18日 大阪府 第126回 10月26日 滋賀県（Web開催） 第127回 2月27日 京都府（Web開催） | 文化市民局 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針1 消費者安全の確保

個別施策⑨ 取引行為に関する制度の検討

適正な取引の確保のための制度について、国における消費者関連法の改正等の内容を踏まえ、条例・規則の見直しについて検討するとともに、京都府と連携し、不適正な取引行為を行った事業者に対する指導やその効果的な執行体制の在り方等について検討します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の実績・取組状況 | 所管局・課等 |
|-----|---------------------------------|---|---|---------------------|
| 71 | 京都市消費生活条例施行規則等の改正及び運用の見直しに向けた検討 | 国における消費者関連法の改正等の内容を踏まえ、京都府の条例・規則との整合性も図りながら、京都市消費生活条例施行規則等の見直しに向けて検討を進める。 | 京都市消費生活条例に基づき、令和4年8月26日及び11月1日に開会された消費者苦情処理部会、並びに同年11月28日に開会された京都市消費生活審議会の調査、審議を経て、その結果が京都市に報告された。 京都市ではその報告を参考に京都市消費生活条例施行規則を改正し、令和5年3月31日に「京都市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則」（京都市規則第97号）を公示した。なお、改正規則は、同年7月1日に施行されたが、その後、一部規定整備を行う必要があったことから、同年12月1日に改正、公布され、同日付で施行した。 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 72 | 迷惑な訪問販売・訪問買取りお断りシール | 「迷惑な訪問販売・訪問買取りお断りシール」（京都府警察本部との連名）を作成・配布し、不招請勧誘による消費者被害の未然防止を図る。（平成24年度に市民しんぶん区版7月15日号挟み込み広告と同時に全戸配布、以後はイベント等で適宜配布） | 「迷惑な訪問販売・訪問買取りお断りシール」は、全戸配布のため作成した平成24年度以降、新たに作成せず、シールの貼付を望まれる方には、当時の在庫を配布している。 | 文化市民局 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針2 消費者被害の救済

施策目標4 消費生活相談体制の充実・強化

個別施策⑩ 相談機能の強化と相談しやすい環境の整備

消費生活総合センターでの電話又は来所による相談に加え、インターネットを活用した相談など、多様な相談機会を提供し、相談しやすい環境の整備に努めます。また、SNSを活用した相談の受付等、消費生活相談のデジタル化についても、国や他都市の動向を見据え、検討していきます。さらに、消費生活相談窓口の利用促進を図るため、市民しんぶん、ホームページその他あらゆる方法で周知・広報を実施します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 | | | | | | | | | |
|-------|-------------------------------|--|---|---------------------|-------|-----|-------|--------|------------|-------|-------|------------|---------------------|
| 1 | 消費生活相談 | <p>電話や面談により、消費生活に関する様々な相談に応じる。</p> <p>消費者が相談できる機会を増やすため、消費生活相談時間の延長、消費生活総合センター閉庁日（土・日・祝日）の電話相談（平成17年4月から、土曜日、日曜日及び祝日（年末年始を除く）の電話による消費生活相談業務をNPO法人京都消費生活有資格者の会に委託し、電話による市民からの相談に応じている（京都府と共同で開設））。</p> <p>インターネット（電子メール）による相談を実施（平成21年1月から）するなど、環境整備に努めている。</p> | <p>消費生活相談（月～金曜、午前9時～午後5時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 9,389件（令和4年度 9,373件） <p>インターネットによる相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 398件（令和4年度 397件） ※ 件数は上記「消費生活相談」の内数 <p>なお、消費生活土日祝日電話相談事業については、平成17年度から京都府と共同で実施していたが、事業開始時には相応の意義や有益性はあったものの、平成21年1月に国民生活センターにおいても同様の相談体制が構築されたこともあり、同事業については京都府と共に令和4年度末で廃止し、令和5年度以降は、土日でも相談できる国民生活センターの相談窓口を案内することとした。</p> | 文化市民局 消費生活総合センター | | | | | | | | | |
| 2 | 多重債務専用ダイヤル | 消費生活総合センターにおいて、消費生活専門相談員が、相談者の債務状況について事情を聴取し、具体的な解決方法等について助言したうえで、弁護士等の専門機関へ確実に取り次ぐ。 | <p>毎週月～金曜日 午前9時～午後5時</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 253件（令和4年度 212件） | 文化市民局 消費生活総合センター | | | | | | | | | |
| 3 | 弁護士による多重債務特別相談 | 受任を前提にじっくりと相談できる窓口を確保するため、多重債務問題を専門とする弁護士による特別相談を実施する。 | <p>毎月第1、第3、第5水曜日の夜間（午後6時～7時半）に実施している（各2組）</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 19件（令和4年度 18件） | 文化市民局 消費生活総合センター | | | | | | | | | |
| 4 | 消費者啓発物品の配布 | センターの相談窓口を周知するため、出前講座や啓発イベント等、市民が多く集まる場所で啓発物品を配布する。 | 出前講座やエシカル消費に関するイベント、京・くらしのサポーターによる広報物の配布時にボールペン等の啓発物品を配布した。 | 文化市民局 消費生活総合センター | | | | | | | | | |
| 5 | 近畿相談担当者連絡会議 ※個別施策①－No.70再掲 | 相談業務の効果的推進と円滑な運営に資するために、近畿地域の消費生活センターの相談担当者が相談事例等に関する情報を交換する。 | <p>近畿地区の都道府県及び政令指定都市との連携により、相談事例等の研究や情報の共有を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td>第125回</td> <td>7月18日</td> <td>大阪府</td> </tr> <tr> <td>第126回</td> <td>10月26日</td> <td>滋賀県（Web開催）</td> </tr> <tr> <td>第127回</td> <td>2月27日</td> <td>京都府（Web開催）</td> </tr> </table> | 第125回 | 7月18日 | 大阪府 | 第126回 | 10月26日 | 滋賀県（Web開催） | 第127回 | 2月27日 | 京都府（Web開催） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 第125回 | 7月18日 | 大阪府 | | | | | | | | | | | |
| 第126回 | 10月26日 | 滋賀県（Web開催） | | | | | | | | | | | |
| 第127回 | 2月27日 | 京都府（Web開催） | | | | | | | | | | | |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針2 消費者被害の救済

個別施策① 相談内容の高度化への対応

消費生活専門相談員のあっせんによる解決が困難な案件に対し、弁護士等の専門家が支援する仕組みを整備し、消費者被害の事例に即した的確な対応を図ります。また、消費生活専門相談員が、複雑多岐にわたる相談内容に適切に対応できるよう、業務に関する専門的な研修を実施するとともに、対応時に相談者から適切に情報を引き出すためのヒアリング力、コミュニケーション・スキル、交渉力等の向上等を目的とした研修を実施し、相談員の総合的な資質の向上に努めます。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|--------------------------|---|---|---------------------|
| 6 | 消費生活相談員の資質向上 | 複雑化・高度化する相談内容に消費生活専門相談員が適切に対応できるよう、相談員の総合的な資質の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員に対する研修の充実 独立行政法人国民生活センター研修への参加回数 20回（令和4年度 19回） （うちオンライン研修12回、出張研修8回） 参加者数（延べ）25人（令和4年度 25人） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 7 | 弁護士による消費生活相談支援事業 | <p>（消費生活相談支援事業） 消費生活専門相談員が行う日常の相談業務の中で、高度な法律知識が必要な案件について、弁護士から助言等を受ける。また、消費者関連法の改正等の内容や法の適用について、弁護士を講師とした研修を実施する。 （京都市消費者サポートチーム） 相談業務の遂行に当たり、解決が困難又はあっせん不調に終わる可能性が高い案件について、消費生活専門相談員、事務職員及び弁護士がサポートチームを編成し、相談の早期解決を図る。</p> | <p>（消費生活相談支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談 年間 48回（週1回）、相談件数362件（令和4年度 336件） 研修 3回 （京都市消費者サポートチーム） 実施案件1件（令和4年度2件） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 8 | 「京都くらしの安心・安全ネットワーク」情報交換会 | <p>広域化、複雑化、悪質化する消費者問題に迅速に対応し、消費者被害の未然防止、早期発見、早期救済を図るため、ネットワーク参加団体間の連携と情報交換、交流を促進する（京都府消費生活安全センターが事務局）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加団体 京都府消費生活安全センター、京都府警察、京都市消費生活総合センター、京都府内の消費者団体、福祉関係団体、事業者団体、報道機関、行政機関 等 | <p>開催日：令和5年8月10日（木） ※オンライン開催</p> <p>内容：ネットワークの活動について情報共有するとともに、各団体の事業について情報交換を行った。</p> | 文化市民局 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針2 消費者被害の救済

施策目標5 消費生活相談以外の相談事業の充実・強化

個別施策⑫ 各種相談事業の実施

消費生活の様々な場面で必要となる法律知識についてアドバイスを受けることができるよう、弁護士による無料法律相談を実施します。また、日常生活上の様々な問題や商品等の種類に応じて、必要な情報を入手し、疑問の解消やトラブルの解決に向けてアドバイスを受けることができるよう、司法書士や行政書士等による各種相談事業を実施します。

相談事業の実施に当たっては、市民に最も身近な区役所・支所で相談できる機会を設けることが重要であり、弁護士による無料法律相談の実施等、引き続き、区役所・支所における相談機会の充実に努めます。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|----------|---|--|--|
| 9 | 京都市民法律相談 | 日常生活の中で発生するあらゆる法律問題に関して、弁護士が相談に応じることにより、市民が抱える民事問題等の解決に寄与するとともに、市民の法律や司法制度の理解を促進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活総合センター 夜間相談 毎月第2・4火・木曜日 午後6時～午後8時（定員各5名） ○区役所・支所 毎週水曜日 午後1時15分～午後3時35分 北・左京・山科・南・右京・西京・伏見区役所（各14名） 上記以外の区役所、支所（各7名） <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 6,802件（令和4年度 6,944件）※消費生活総合センター、区・支所合計 ・相談者の利便性向上の取組として、令和5年10月から、電話又は来所での予約に加えて、インターネットでの予約受付を開始 | 文化市民局 消費生活総合センター 各区役所・支所 地域力推進室 |
| 10 | 交通事故相談 | 交通事故の被害者や加害者を対象に、損害賠償問題（示談の方法、賠償問題、更生問題に関する助言や情報提供）を中心に相談を受け、解決に必要な情報の提供や助言を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 毎週月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時 ・相談件数 135件（令和4年度 130件） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 11 | 市政一般相談 | 市民から寄せられる市政に関する意見・要望・苦情・相談・問合せに応じる。 | <ul style="list-style-type: none"> 毎週月～金曜日（祝日除く） ○消費生活総合センター、区役所・支所 午前9時～午後5時 ・相談件数 41,088件（令和4年度 42,673件） | 文化市民局 消費生活総合センター 各区役所・支所 地域力推進室 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針2 消費者被害の救済

| | | | |
|---------------------|---|---|-----------------------|
| 12 共催による各種相談事業 | 市民による多様な相談の需要に応えるため、関係団体との共催により、各種相談事業を実施する。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 京都府行政書士会 <ul style="list-style-type: none"> ・行政書士による無料相談会※ 118回（令和4年度 119回） ・行政書士による終活セミナー及び無料相談会 1回（令和4年度 1回） 2 京都司法書士会 <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士による無料相談会※ 112回（令和4年度112回） ・司法書士による相続登記等に関するセミナー及び無料相談会 3回（令和4年度 3回） 3 京都民事調停協会 <ul style="list-style-type: none"> ・民事調停委員による無料相談会 4回（令和4年度 4回） ・民事調停セミナー及び無料相談会 2回（令和4年度 2回） 4 京都不動産研究協会 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産無料相談会 4回（令和4年度 3回） 5 京都府不動産鑑定士協会、日本不動産鑑定士協会連合会 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産無料相談会 2回（令和4年度 2回） 6 京都土地家屋調査士会 <ul style="list-style-type: none"> ・全国一斉不動産表示登記無料相談会 0回（令和4年度 1回） ※全国一斉での無料相談会が廃止となり、京都土地家屋調査士会での開催はなし。 7 京都府地方務局、京都土地家屋調査士会ADR「京都境界問題解決支援センター」 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の境界問題に関する無料相談会 23回（令和4年度 23回） 8 京都弁護士会、京都司法書士会、近畿税理士会京都府支部連合会、京都土地家屋調査士会、京都府不動産鑑定士協会 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産なんでも無料相談 1回（令和4年度 1回） ※ 行政書士による無料相談会及び司法書士による無料相談会については、区役所・支所等における実施分を含む。 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 13 特定事案についての110番の設置 | 相談が急増し、重大な被害拡大のおそれがある事案について、特定事案についての110番を設置し、消費者被害の掘り起こし及び被害拡大防止のため注意喚起を図るとともに、事業者への警告を行う。 | 令和5年度は、110番の設置を検討するような事案は見られなかったが、特殊詐欺特別警報発令等についてホームページ等で注意喚起を行った。 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 14 自死遺族・自殺予防専用電話の設置 | 自死により親しい人を失ったつらさや悩みを抱えている遺族の思いに耳を傾け、自死遺族の孤立を防ぐとともに不安を軽減するための電話相談を実施する。 | 受付：祝日及び年末年始を含む毎日24時間 相談件数:12,258件（令和4年度：10,624件） | 保健福祉局 こころの健康増進センター |
| 15 こころの健康相談 | 家庭や職場でのこころの悩み、精神障害者の社会参加、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症等に関する様々な電話相談を実施する。 | 受付：午前9時～正午及び午後1時～4時（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。） 相談件数：5,184 件（令和4年度：5,596件） | 保健福祉局 こころの健康増進センター |
| 16 精神障害者法律相談 | 弁護士による精神障害者やその家族等を対象とする法律相談を実施する。 | 受付：第2・第4木曜日の午後1時30分～4時30分（「こころの相談電話」での予約が必要。） 相談件数：34件（令和4年度：22件） | 保健福祉局 こころの健康増進センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針2 消費者被害の救済

| | | | | |
|----|----------------------------------|---|--|---------------------|
| 17 | 成年後見支援センターの設置・運営 | 本市における高齢者の権利擁護推進を図るための専門施設である「長寿すこやかセンター」の中に、「成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度を必要とする方々の相談から制度利用に至るまでの一貫した支援を行う。 また、専門職以外に成年後見人となり得る人材を「市民後見人」として養成・確保し、今後、増加が見込まれる認知症高齢者等の制度利用促進と共に、利用者の経済的負担の軽減を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 新規相談：934件 継続相談：763件 市民後見人候補者登録者研修等 研修等実施回数：5回 市民後見人養成講座：講座登録者数10名 | 保健福祉局 介護ケア推進課 |
| 18 | 医療安全相談の実施 | 保健福祉局医療衛生企画課内に医療安全相談窓口を設置し、電話等により医療の安全に関する市民からの相談等に対応し、必要に応じて寄せられた情報の医療機関への提供等を行うことを通じて、医療機関における保健医療サービスの向上を図ることで、医療の安全と信頼を高める。 | <ul style="list-style-type: none"> 受付：午前9時30分～11時30分、午後1時～4時 (土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。) 相談件数：898件(令和4年度：829件) | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 19 | 不動産(空き家等)活用相談窓口 | 区役所・支所を会場に、空き家相談員による不動産(空き家等)に関する無料相談会を実施 | 会場：全区・支所で実績あり 相談件数：【対面】131件 【オンライン】3件 | 都市計画局 住宅政策課 |
| 20 | 空き家対策 | 空き家を「地域のまちづくりの資源」ととらえ、空き家の活用・流通の促進、適正な管理の推進などに、地域・事業者・行政等が連携して取り組むことにより、安心・安全の確保、まちの活力の維持・発展を図り、すまいやまちの文化を次の世代に引き継いでいく。 | <ul style="list-style-type: none"> 本市の研修を受けた「まちの不動産屋さん」を登録し、空き家所有者等の相談に応じる「京都市地域の空き家相談員」 ○ 248名登録(令和6年3月末時点) 地域の自治組織等が主体となって空き家の発生の予防や活用等に関する取り組み学区 ○ 累計223学区(京北地域は6学区で計上) 空き家の劣化状況等の診断及び空き家の状況を踏まえた活用・流通に関する助言等を行う「京都市空き家活用・流通支援専門家派遣事業」 ○ 111件 地域の集まりに司法書士等の専門家と市職員が伺い、相続等に関するミニ講座を開催する「おしかけ講座」 ○ 全17回延べ367名 | 都市計画局 住宅政策課 |
| 21 | 京町家なんでも相談 | (公財)京都市景観・まちづくりセンターにおいて、京町家に関する市民からの相談等について、センター職員が不動産業者、大工・工務店、建築士等の京町家相談員と連携して「京町家なんでも相談」を実施する。 | 相談件数：556件 | 都市計画局 まち再生・創造推進室 |
| 22 | 建築相談の実施 | 建築物等に関連する様々な相談に対し、建築に関する専門の相談員(一級建築士)による相談を実施する。 | 毎週木曜日実施(受付：午後1時15分から午後3時まで) 相談件数：212件(令和4年度：165件) | 都市計画局 建築指導課 |
| 23 | すまいに関する総合的な相談業務(京都市安心すまいづくり推進事業) | すまいに関する様々な相談に応じる京都市の総合的な相談窓口を、京(みやこ)安心すまいセンターに設置し、市民の利用に供する(一般相談、専門相談)。 | 相談件数 <ul style="list-style-type: none"> 一般相談 令和5年度 3,529件 専門相談 令和5年度 164件 訪問相談 令和5年度 0件 | 都市計画局 住宅政策課 |
| 24 | 京都市居住支援協議会による高齢期の住まいの相談会 | 不動産関係団体、福祉関係団体等と平成24年9月に設立した京都市居住支援協議会において、高齢者の住まいや住み替えに関する相談会を実施する。 | 住まいの相談会 実施回数 4回 相談件数 22件 | 都市計画局 住宅政策課 |
| 25 | 栄養相談指導 | 区役所・支所において、市民を対象に栄養相談・指導を実施する。 | 区役所・支所において個別に合わせた栄養相談・指導を行った。 【個別相談・指導実績(令和5年度)】 11,851人(令和4年度：11,562人) | 保健福祉局 健康長寿企画課 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針2 消費者被害の救済

個別施策⑬ 様々な相談窓口との連携の強化

消費生活総合センターが相談内容に応じて、より適切な相談先を紹介したり、また逆に、他の相談窓口が消費生活総合センターを紹介するなど、相談窓口のネットワークにより、相互の連携を強化します。

とりわけ、消費者が相談することによって初めて被害に気付くこともあるため、具体的な相談内容の定まらない消費者への対応についても十分配慮し、市民に身近な区役所・支所と消費生活総合センターの連携を更に強化するなど、より適切な相談窓口を紹介することができるようになります。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の実績・取組状況 | 所管局・課等 |
|-----|---------------------|--|---|---------------------|
| 26 | 各種団体が実施する相談事業に対する後援 | 各種団体が市民に相談機会を提供するための事業に対して後援名義の使用を許可し、市民の相談機会を拡充する。 | 後援名義使用許可数8件 (令和4年度 6件) 許可団体：京都府金融広報委員会、NPO法人京都消費者契約ネットワーク、京都弁護士会、京都家事調停協会、京都司法書士会、京都税理士協同組合 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 27 | 京都市外国籍市民総合相談窓口 | 在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語による情報提供及び相談を行う。 | 相談窓口利用実績 1. 行政通訳 1,744件 2. 法律相談 66件 3. ビザ相談 86件 4. カウンセリングデイ 114件 5. 生活相談 6,974件 | 総合企画局 国際交流・共生推進室 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針3 消費者教育の推進

施策目標6 戦略的な消費者教育の推進

個別施策④ 学校等における消費者教育の推進

高等学校在学中に生徒等が成人年齢に達することを踏まえ、小学校段階から児童生徒自らが現在及び将来において、消費者被害に遭わないだけでなく、自らが加害者にならないことや、消費者被害から救済されるといった自己実現を図るための能力（課題解決のための思考力、判断力、表現力等）の育成が一層重要となることから、発達段階に応じた「自立した消費者として行動するための力」の育成に向けた取組を積極的に進めます。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|--|---|--|---------------------|
| 1 | くらしの達人事業 (消費者標語の募集) | 家庭や学校等で自ら考え行動する消費者となるための機会づくりとして、消費生活に関するテーマを設定し、市内に在住又は通学している小・中学生から消費者標語を募集し、優秀作品を表彰する(優秀作品については、作品集を作成するほか、消費生活総合センターが発行する情報誌等に掲載)。 | 京都市内に在住又は通学している小学生・中学生を対象に、テーマに基づいた消費者標語を募集し、審査委員の審査により、市長賞等の優秀作品を選定し、令和6年3月1日に表彰式を行った。当事業は令和5年度で終了し、令和6年度はエシカル消費に関する消費者標語募集事業を実施予定。 ・テーマ ①上手なお金の使い方 ②食事で大切にしていること、 ③私の考えるネットの注意点 ④地球にやさしいくらし方 ・応募者数 1,347人 ・応募作品数 2,406点 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 2 | 年長児(幼稚園児・保育園児)向け消費者教育教材の作成・配布 | 幼児期に対する金融教育等の取組の一環として、幼稚園及び保育園(所)で継続的に活用してもらうことを目的とした年長児対象の大型絵本「おかいものにいこう!」及び家庭におけるワークブックを作成・配布する。 | 平成25年度に作成した教材を、以下のとおり配布した。 ・市内全幼稚園及び保育園(所):377か所(平成26年6月配布) ・市内各図書館:20か所(平成26年10月配布) | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 3 | 中学生向け消費者教育冊子の作成・配布 | 中学生の消費者教育の授業で活用してもらうため、消費者市民社会の実現を目指すための消費生活について分かりやすく学べる中学生向け消費者教育冊子「めざせ!消費者市民!」を、GIGAスクール構想を踏まえ、オンライン教材に移行し、学習用端末等で活用できる教材とする。 | 学習指導要領を踏まえて、エシカル消費の内容や「持続可能な衣食住」と絡めた内容を充実するなど、内容を一部追加・改定し、中学生が親しみやすいように四コマ漫画やイラストを多数採り入れることで、分かりやすく、楽しみながら学ぶことができる内容としている。 (令和3年度は、新2年生分として、市内中学校へ14,100部を配布) 京都市「エシカル消費」ポータルサイト内にて、オンライン教材として提供中。 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 4 | 成年年齢引下げ及び新学習指導要領に対応した中学生向け消費者教育教材の作成・貸出し | 成年年齢引下げや新学習指導要領の全面实施を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえた取組を具体化するため、新学習指導要領における消費者教育に係る充実部分に特化した教材を作成し、市内の全中学校へ貸出し及び消費生活総合センターホームページ掲載によるダウンロード用教材の提供を行う。 | これまでに作成した以下の教材について、消費生活総合センターホームページに掲載しており、引き続き教育部局との連携の下、市内中学校の授業等での活用促進を図っていく。 ○「商品の選択と購入〜クレジットなどの三者間契約〜」 教育委員会事務局学校指導課及び中学校家庭科教育研究会と連携し新学習指導要領における消費者教育に係る充実部分「クレジットなどの三者間契約」の単元に活用するためのワンポイント版教材を令和元年度に作成。また、教育部局との連携の下、当該教材を活用する際の学習指導案を令和2年度に作成した。 OSDGs・エシカル消費の学習のための教材 新学習指導要領に明記された「持続可能な社会の創り手の育成」を踏まえ、生徒のSDGsやエシカル消費への関心を高め、基礎的・基本的な知識の習得及び世界の課題と自分達の生活とのつながりを考えさせることを目的に教育部局との連携の下、実践的な消費者教育の授業等で活用できる教材セットを作成した。(令和3年3月) <セット内容> ①SDGsって何? ②SDGsかるた ③ほんとうに美味しいチョコレート ④学習指導案及びワークシート | 文化市民局 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針3 消費者教育の推進

| | | | | |
|---|--|--|---|---------------------|
| 5 | 中学生向け消費者教育教材の作成・貸出し | 中学生の消費者教育の授業で活用してもらうため、実生活に即した場面での実践的・体験的に学べる消費者教育教材を作成し、市内の中学校へ貸し出しする。 | これまでに作成した以下の教材について、消費生活総合センター及び総合教育センターにおいて市内の中学校へ貸出しを行っている。 平成28年度「Tシャツを選ぼう!」、「自転車事故から考えよう!」各12セット作成 平成29年度「役割を演じて考えよう!」10セット作成 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 6 | 成年年齢引下げ及び新学習指導要領に対応した小学生向け消費者教育教材の作成・配布 | 成年年齢引下げや新学習指導要領の全面実施を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえた取組を具体化するため、新学習指導要領における消費者教育に係る充実部分に特化した教材を作成し、市内の全小学校へ配布する。 | ○デジタル教材「買い物シミュレーションゲーム」の作成 平成27年度に作成した「買い物シミュレーション」学習キットについて、「買い物について考えよう～エコバッグがほしい!」（令和2年度作成）と連動した授業展開により、目的に合った買い物をするために大切なポイントや消費者の役割について気付くことができるよう、教育委員会との連携の下、令和3年度からデジタルコンテンツ移行に向けての検討を進めた。 令和4年度には、試行授業による検証を行い、教材の効果的な活用に向けた課題を抽出したうえで、学習シートを追加し、11月にセンターホームページや教員向けポータルサイトへ教材を掲載した。また、併せて教員向け指導ガイドを作成し、教育委員会を通じて全市立小学校へ配布した。 （参考） ○オンライン教材「買い物について考えよう～エコバッグがほしい!」（令和3年3月） GIGAスクール構想の実現やデジタル社会に対応した消費者教育・啓発を一層推進するため、1人1台配備される学習用端末で学べる教材として、教育部局との連携の下、小学校家庭科における「物や金銭の使い方」、「買い物の仕組み」や「消費者の役割」に関する学習等において活用できるよう作成したWEBコンテンツ ※令和3年度に公益財団法人消費者教育支援センターが主催する消費者教育教材資料表彰2021（行政部門）「優秀賞」を受賞 消費生活総合センター独自ホームページ内で、ダウンロード教材として提供中。 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 7 | 小学生向け消費者教育教材の作成・配布 | 小学校における消費者教育で活用してもらうため、消費生活の基本となる「お金の流れ」と「買い物」を取り上げた消費者教育教材「めざそう 買い物名人」及び消費生活の基本となる「買い物」の仕方を模倣的に体験学習できる消費者教育教材「買い物シミュレーション学習キット」を作成し、市内の全小学校へ配布する。 | これまでに作成した以下の教材について、引き続き教育部局との連携の下、市内中学校の授業等での活用促進を図っていく。 ○「めざそう 買い物名人」（平成26年度作成） 平成29年度に、教員に実施したアンケート結果を基に、編集可能なパワーポイント教材へ改編し、市内全小学校分としてDVD190枚に収録した。 平成29年4月に市内全小学校及び総合支援学校に配布し、家庭科の授業等で活用されている。 ○買い物シミュレーション学習キット（平成27年度作成） 平成28年度新5年生分として200セット作成（市内全小学校及び総合支援学校に配布）。 平成29年度追加作成（100セット）し、希望校へ配布。加えて素材追加版をDVD200枚作成し、平成30年4月市内全小学校及び総合支援学校に配布した。 令和4年度に、デジタル教材に移行した。 消費生活総合センター独自ホームページ内で、ダウンロード教材として提供中。 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 8 | 高校生向け消費者教育教材の提供 | 成年年齢引下げや新学習指導要領の全面実施に向け、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえた取組を具体化するため、消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」の活用促進等、高等学校の授業における消費者教育を推進する。 | 消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を令和元年度から全市立高等学校及び総合支援学校へ配布。（教員には平成30年度に先行配布） 授業で活用してもらいやすいよう、教員向け消費者教育研修等で本教材の活用について扱う等、教育委員会事務局学校指導課及び家庭科教育研究会と連携し、活用を推進している。 消費生活総合センター独自ホームページ内で、情報提供中。 | 文化市民局 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針3 消費者教育の推進

| | | | | |
|----|----------------------------------|---|---|----------------------------|
| 9 | 小学生向け上下水道広報用資料（DVD、ビデオ）貸出 | 小学生を対象として上下水道局のマスコットキャラクター等を登場させ、分かりやすく上下水道事業を解説し、理解を深めていただくために製作した、京都市上下水道局広報用DVD及びビデオの貸出しを行う。 | 貸出実績0件、DVDの内容をYouTubeでも配信 | 上下水道局 総務課 |
| 10 | 小学生向け上下水道事業啓発用クリアホルダーの配布 | 京都市内の小学生に上下水道事業を啓発するクリアホルダーを配布する。 | 市内小学校（市立・国立・私立・総合支援学校）173校の4年生10,644人の児童へ配布（R5.4月） | 上下水道局 総務課 |
| 11 | 浄水場等の施設見学の受入 | 市内小学校からの見学等の受入れを実施する。 | 浄水場見学者数(5,304人) 水環境保全センター・支所施設見学者数（865人） | 上下水道局 水道部施設課 下水道部施設課 |
| 12 | 子供向けホームページ「ようこそ!京都市上下水道局キッズページへ」 | ホームページでクイズ等で楽しみながら上下水道事業を理解していただくことを目的に作成、運用する。 | ホームページにて運用 | 上下水道局 総務課 |
| 13 | 水道水をPRするリーフレットの配布 | 疏水建設の偉業をまとめたリーフレットを作成し、学校を通じて市内の小学校4年生の全児童に配布するとともに、イベント等でも配布、掲示する。 | 市内小学校（市立・国立・私立・総合支援学校）173校の4年生10,644人の児童へ配布（R5.4月） | 上下水道局 総務課 |
| 14 | 生き方探究教育 | 学校や生き方探究館における体験学習での学びを社会での知恵として生かす体験を通して、自らの生き方を探究するとともに、働くことの意味や社会とのつながりを理解し、社会的・職業的自立のために必要な能力を育む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「京都モノづくりの殿堂・工房学習」（小学校） 138校 8,130人 ・「わくわく WORK LAND」（小学校） 81校 4,595人 ・「ジョイ JOB LAND」（中学校） 26校 2,782人 | 教育委員会事務局 生き方探究館 |
| 15 | 金融・金銭教育研究校による研究実施 | 児童・生徒がお金や金融の様々な働きを理解することで、自分の暮らしや社会について深く考え、生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動できる態度の育成を図るための研究を行う（京都府金融広報委員会が指定する金融・金銭教育研究校の指定を受けて実施）。 | 京都市立栗陵中学校（令和4年10月～令和6年3月）が同研究指定を受け、金銭観や物に対する価値観の養成を図るための具体的かつ効果的な方法を研究。公開授業、講演会を実施。 | 教育委員会事務局 学校指導課 |
| 16 | 社会科・家庭科等を通じた教科指導 | 小・中学校において、児童・生徒に社会科や家庭科等を通じて、消費に関して自ら学び、自ら考え、自ら主体的に判断して行動することのできる消費者としての基本的な資質や能力、物を大切にすることを育成する。 | ・全小・中・小中学校（小学校150校、中学校64校、小中学校8校）における社会科や家庭科等を通じた教科指導を実施 | 教育委員会事務局 学校指導課 |
| 17 | 市立学校における環境教育 | 市立学校において、これまで社会科、生活科及び総合的な学習の時間等を活用し、教科を超えた横断的・総合的な取組として行ってきた特色ある環境教育を一層推進するため、「持続可能な社会づくりに貢献できる人材育成」を目標に、環境に配慮した消費生活を実現する資質・能力・態度等を身に付けさせる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が主体的に環境改善に取り組んでいる学校を、「環境にやさしい学校」として認証するKES学校版「環境にやさしい学校」について、全小・中・小中学校及び総合支援学校（小・中学部設置校）で実施。 ・京都商工会議所や水族館等と連携した環境学習の実施。 | 教育委員会事務局 学校指導課 |
| 18 | 京（みやこ）カレッジ | 京都の大学等が提供する講座を、「大学講義」、「市民教養講座（「京都力養成コース」・「教養力養成コース」）に分類し、教養や自己啓発、能力開発、資格取得など、社会人の多様なニーズに対応して実施している生涯学習事業。「大学講義」において、「消費者問題」についての講義を開講する。 | ・「消費者基本法」の実現の計画などを示す「消費者基本方針」に定められている「消費者の啓発と教育」の一環として、現代の消費者政策について学ぶ講義「消費者問題（同志社大学提供）」を開講した。 | 総合企画局 総合政策室 大学政策担当 |
| 19 | 「わたしたちの伝統産業」の発行 | 西陣織や京焼・清水焼に代表される京都の伝統産業を守り、継承していくことの重要性を伝えるとともに、伝統産業に対する関心を高めることを目的に作成している冊子「わたしたちの伝統産業」を発行し、市立小学校4年生の社会科副読本として配布している。 | 令和5年度は9月に14,000冊を発行し、小学校等へ配布した。 | 産業観光局 クリエイティブ産業 振興室 |
| 20 | 大学における学生生活セミナーの開講 | 大学生の間で広がっているマルチ商法等の悪質商法について大学に情報提供するとともに、大学生に対する啓発を目的としたセミナーを開講する。 | 令和5年度開講実績なし（令和4年度実績なし） | 文化市民局 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針3 消費者教育の推進

個別施策⑯ 地域社会における消費者教育の推進

消費者教育は生涯を通じて、誰もが、どこに住んでいても受けることのできる権利であるため、地域特性をいかした人材や消費者団体、事業者団体等の関係団体等と連携しながら、地域における消費者教育を推進します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|------------------------|--|---|--|
| 21 | 大学生と共同制作した動画の発信 | 大学生と動画を共同制作し、ユーチューブの京都市公式チャンネル「きょうと動画情報館」で公開する。 (総合企画局市長公室広報担当の事業) | 同志社女子大学情報メディア学科のゼミと共同でマルチ商法(連鎖販売取引)についての消費者啓発動画「マルチな罠～身近に潜む甘い商法～」を制作し、平成28年11月25日から公開している。 | 文化市民局 消費生活総合センター 総合企画局 市長公室広報担当 |
| 22 | 京都市政出前トーク | 市民の皆さんに市政やまちづくりに関する理解を深めていただき、市民参加の“きっかけ”としていただくことを目的に実施している制度。 あらかじめ設定した多様なメニューの中から、聞きたいテーマを選んで申し込んでいただき、担当職員がお伺いして説明する。 | 悪質商法の手口と対処法(テーマ43) - 出講件数: 4件(R6.5.13時点) (参考) - 令和5年度の全テーマ数: 14分野261テーマ - 全テーマの出講件数: 84件(R6.5.13時点) - 全テーマの参加者数: 約2,500名(R6.5.13時点) ※ 市政出前トークは、7月1日～6月30日を1年度として集計。 | 総合企画局 総合政策室 SDGs・市民協働 推進担当 |
| 23 | 市民しんぶんによる情報提供及び啓発記事の掲載 | 市民しんぶん全市版(毎月1日発行)及び区版(毎月15日発行)により、消費生活に関する様々な情報提供及び啓発を行う。 | 全市版及び各区版に、適宜、消費生活に関する啓発記事及び事業紹介記事を掲載した。 | 総合企画局 市長公室広報担当 各区役所 地域力推進室 |
| 24 | 消費生活専門相談員による出前講座 | 地域や各団体の研修会や会合等に、消費生活専門相談員等を講師として派遣し、悪質商法の手口や対処方法等を説明する。また、必要に応じて「京(みやこ)・くらしのサポーター」を派遣し、寸劇を交えて分かりやすく説明する。 | ○実施件数及び参加者数 36件 645名(令和4年度11件 333名) (令和5年度、令和4年度ともに「京(みやこ)・くらしのサポーター」の派遣は0件) ※コロナ禍以降、寸劇は休止中。 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 25 | 消費者カパワーアップセミナーの開催 | 消費者自らが適切に判断し、行動する力(消費者力)を身に付けてもらうことを目的として、悪質商法のトラブル防止等に関する消費生活講座を実施する。 | 消費者団体と連携し、年2期に分けて以下のセミナーを、より多くの方が参加できるよう、オンライン同時配信を取り入れて開催。 (第1期)テーマ: 契約トラブルの事例から学ぶ 第1回「財産を守れ! 詐欺師は常に貴方を狙っている!!」 令和5年9月28日(木) 第2回「消費生活センターの現場より」 令和5年10月4日(水) (第2期)テーマ: 災害への備え 第1回「防災士による防災対策」 令和6年1月26日(金)午前 第2回「我が家は大丈夫? 災害に備える保険(共済)等と防災・減災について」 令和6年1月26日(金)午後 受講者数 延べ82名(うちオンライン参加51名) | 文化市民局 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針3 消費者教育の推進

| | | | |
|----------------------------------|--|---|-------------------------------|
| 26 消費者団体、大学等と連携した消費者教育推進事業の実施 | 消費者団体、大学等と連携し、大学生など若年者への消費者教育を一層推進し、消費者の日々の意思決定や行動が、持続可能な社会を形成する上で大きな役割を果たすことを認識し、行動しようとする意識をもつ社会に貢献する消費者の育成に取り組む。 | <p>令和5年度は、以下の大学における講座を開講したほか、他大学での講座開設や講師派遣等、若年者への消費者教育の更なる充実に向けて、調整を進めた。</p> <p><開講実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○同志社大学（大学コンソーシアム京都単位互換科目） 科目名「消費者問題」（春・秋 各15講） <ul style="list-style-type: none"> ・春学期 令和5年4月10日～7月24日 受講登録110名 ・秋学期 令和5年9月25日～令和6年1月29日 受講登録107名 ○佛教大学（系統的な消費者講座） <ul style="list-style-type: none"> ・1回生 全3講（令和5年6月7日、14日、11月1日） 受講登録212名 ・2回生 全1講（令和5年9月8日） 受講登録 47名 ・3回生 全1講（令和5年6月28日） 受講登録 75名 ○龍谷大学 科目名「消費者問題を考える」（全15講） （令和5年9月19日～令和6年1月9日） 受講登録 22名 ○京都教育大学「消費者トラブルと消費者の権利と責任」ほか（全1講） <ul style="list-style-type: none"> ・4回生 令和5年11月28日 受講者数 18名 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 27 区民ふれあいまつり等への啓発ブース出展 | 各区の区民ふれあいまつり等において、啓発ブースを出展し、「京（みやこ）・暮らしのサポーター」とともに消費生活に関するクイズやパネル展示による啓発、センター印刷物や啓発物品の配布を行う。 | 令和5年度は実施なし | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 28 インターネットによる生涯学習情報の発信 | 生涯学習関係団体等が主催する各種講座やイベント、生涯学習施設などの生涯学習情報を集約してインターネットにより発信するサイト「京（みやこ）まなびネット」を運用し、市民の生涯学習活動を支援する。 | 令和5年度のページビュー数：211,528件 | 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進担当 |
| 29 スマートフォン入門・基本講座 | ソフトバンク認定講師による、初心者優しく、スマートフォンをお持ちでない方にも体験していただける「スマートフォン入門・基本講座」を開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年 9月5日（火） ・令和5年 10月3日（火） 合計2回実施。合計受講数41名。 | 醍醐支所 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針3 消費者教育の推進

個別施策⑩ 家庭における消費者教育の推進

家庭は全ての教育の出発点となることを踏まえ、子どもの発達段階に応じた消費者教育を親子で一緒に学ぶ機会を提供するとともに、実践に結び付くような手法や教材を採り入れることで、より効果的な取組を推進します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|---|--|---|---------------------|
| 29 | あつまれ！京（みやこ）わくわくのトピラ | 文化芸術・自然科学・スポーツ・ボランティアなど、市民によって作り出された京都ならではの多様なジャンルの催しもの情報を広報紙やホームページ、SNSにて発信する。 | 保育園や幼稚園などの未就学児、小・中学生のいる各家庭等に広報紙「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトピラ」を配付するとともに、ホームページ、SNSでも情報発信。 | 子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室 |
| 30 | 京都はぐくみ憲章の推進 | 子どもを社会全体で育てるための市民共通の行動規範である「子どもを共に育む京都市民憲章（京都はぐくみ憲章）」の実践に向け、各種啓発等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度行動指針策定 子どもと共に育む京都市民憲章推進協議会の実施（4月、9月、3月） 「はぐくみ写真＆私の行動指針」募集（8月28日～10月31日） 「京都はぐくみ憲章の日」啓発活動 「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰」を実施 <ul style="list-style-type: none"> 全校種の教職員を対象としたICT機器の活用等に関する研修を実施 全校種の教職員を対象とした食育や消費生活に関する研修を実施 | 子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室 |
| 31 | 京（みやこ）あんしん子ども館 | 子どもたちの成長や病気など、子育ての中で困ったり不安に感じたことを小児医療の専門家が助言したり、子どもたちの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」から守るための具体的な情報を紹介するなど、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育っていくためのより良い環境づくりをサポートする。 | 令和5年度実績 <ul style="list-style-type: none"> 来館者数 2,847名 保健医療相談 359件 講習会 7回（参加者数 145名） プレママ・パパ教室 24回（参加者数 383名） 団体・グループ研修会 35件（参加者数 1065名） | 子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 |
| 32 | 「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」の配布 | 子どもの事故発生原因とその防止策や事故が起こった場合の適切な応急手当の方法等を掲載したマニュアルを新生児が生まれた全ての家庭に送付するほか、子どもの事故防止をはじめとして、子どもの健やかな成長を支援する施設「京（みやこ）あんしん子ども館」の見学者に配布する。 | <ul style="list-style-type: none"> 新生児が生まれた全ての家庭に対し、「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」を送付した。（出産お祝いレターお届け事業に同封） また、「京（みやこ）あんしん子ども館」の見学者に配布した。 送付部数：11,119部 | 子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 |
| 33 | DVD「京の旬野菜」の貸出し | 旬の時期に出荷される「京の旬野菜」の魅力、栽培や収穫の風景、おいしい食べ方などを収録したDVDを貸し出す。 | 貸出件数 0件 | 産業観光局農林企画課 |
| 34 | すまいに関する子どもやその保護者向けの講座（安心すまいづくり推進事業、新築住宅の省エネルギー化の推進事業） | 京都ならではのすまいや暮らし方等を学ぶ「住教育」及び子どもたちが健やかに育つすまい方等を創造する「住育」の推進 | <ul style="list-style-type: none"> WEB教材「すまいkids」 表示回数：461回 教材の貸し出し等による、すまいに関する授業の支援 <ul style="list-style-type: none"> 中学校 1校 生徒数：236名 高等学校 2校 生徒数：45名 | 都市計画局住宅政策課 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針3 消費者教育の推進

施策目標7 消費者教育を担う人材育成

個別施策⑩ 学校等における消費者教育の担い手の育成

学校等の教員には、消費者教育の推進役としての役割があります。そのため、教員の指導力を向上させる取組をより一層推進することにより、適切な消費行動を日常生活の中で実践することができる、自ら考え行動する自立した消費者を育成します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|--|--|---|-------------------------|
| 35 | 高校生向け消費者教育教材の提供（教員向け） ※個別施策⑭—No.8再掲 | 成年年齢引下げや新学習指導要領の全面実施に向け、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえた取組を具体化するため、消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」の活用促進等、高等学校の授業における消費者教育を推進する。 | （個別施策③—No.8 再掲） 消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を令和元年度から全市立高等学校及び総合支援学校へ配布。（教員には平成30年度に先行配布） 授業で活用してもらいやすいよう、教員向け消費者教育研修等で本教材の活用について扱う等、教育委員会事務局学校指導課及び家庭科教育研究会と連携し、活用を推進している。 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 36 | 教職員の資質・指導力向上に向けた研修事業 | 各教科や食育、更にICT機器の活用等に関する教職員研修を実施し、食の安全・伝統文化等に関する知識や、パソコンやスマートフォンなどの普及による情報化・グローバル化の急速な進展に対応する力を教職員が身に付けることにより、消費者教育の充実を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 全校種の教職員を対象としたICT機器の活用等に関する研修を実施 全校種の教職員を対象とした食育や消費生活に関する研修を実施 | 教育委員会事務局 総合教育センター研修課 |
| 37 | 実践的な消費者教育推進支援事業 | 成年年齢引下げや新学習指導要領の全面実施に向け、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を踏まえた取組を具体化するため、教育委員会事務局、小・中・高等学校教員と密な連携を図るとともに、実践的な教育のための教材開発の手法の高度化、教員等への研修や外部講師派遣、他機関の教材提供等のサポート・コーディネートを行う。 | ○講師派遣のコーディネート <ul style="list-style-type: none"> 京都橘大学（令和5年6月22日）参加者数：33名 京都先端科学大学（令和5年7月13日）参加者数：13名 市立白河総合支援学校（令和5年9月22日）参加者数：30名 市立待鳳小学校（令和5年10月5日）参加者数：61名 市立西京極中学校（令和5年10月～令和6年3月） 参加者数：各210名（7クラス） ○消費者教育教材の配布及び貸出し 配布985部 貸出し9点 | 文化市民局 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針3 消費者教育の推進

個別施策⑩ 地域における消費者教育の担い手の育成

地域においては、消費者問題の専門家として消費者団体等の多様な主体が、培った専門性をいかし、消費者教育の担い手として活躍することが期待されています。このため、行政は、消費者団体等が十分に力を発揮できるよう、必要な情報を適宜提供するなど、その活動を支援します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|--------------------|--|---|---------------------|
| 38 | 消費者月間の取組 | 国が毎年5月を消費者月間と定めており、全国で消費者啓発や学習会など様々な取組が実施されている。 本市においても、消費者啓発に係る取組を実施する。 | 消費者月間の取組として京都府、NPO法人コンシューマーズ京都等と連携し、啓発イベントを開催した。 消費者月間行事「デジタル社会と消費者の暮らしについて考える」 日程：令和5年5月27日（土） 場所：ウイングス京都 セミナー室 内容：便利なデジタルサービスを安心・安全に正しく利用するために、どのようなことに注意すればよいのか、また、どのような活用の事例があるかについて、講演と対談を通して学ぶ。 参加者数：83名（会場40名、オンライン43名） | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 39 | 消費者団体との協働事業 | 市民の消費者力の向上を図るとともに、消費者団体の活動を支援するため、消費者団体自らが企画するイベント等の啓発事業を開催する。 | NPO法人京都消費生活有資格者の会との共催により、以下の取組を実施した。 消費者問題学習会「インターネット上のダークパターンの手口と対策～ネット広告を見極め、通販の買い物上手になろう！～」 日時：令和6年1月20日（土） 場所：京都経済センター6階 大会議室6-B 講師：笠井 北斗氏（一般社団法人日本アフィリエイト協議会 代表理事） 参加者数：会場36名 オンライン59名 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 40 | 食育指導員の養成及び活動支援 | 地域に密着した食育活動の更なる活性化を図るため、食育指導員を養成し、活動支援を行う。 | 1 養成講座の開催 【令和5年度】隔年実施のため実績なし 【令和4年度】11期生（43人養成、41人認定） ・基礎講座 12回 延339人 ・実習 38回 延 66人 2 活動支援 ・研修会、活動報告会の開催 【令和5年度】3回 延126人 【令和4年度】2回 延91人 3 食育指導員（1～10期生）の活動実績 【令和5年度】延1,485回 一人当たり5.3回 【令和4年度】延967回 一人当たり3.9回 | 保健福祉局 健康長寿企画課 |
| 41 | 京・くらしのサポーターによる啓発活動 | 消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、地域での啓発活動の核となる人材を養成し、本市と協働で地域に密着した消費生活に関する啓発活動を推進する。 ○要件 市内に在住、通勤・通学する20歳以上の者でセンターが平成19～20年度及び平成30年度～令和元年度に実施した養成講座を修了した者 ○活動内容 ・出前講座の寸劇 ・区民ふれあいまつり等における啓発等 | ○登録者数 22名（令和6年3月末時点） ○出前講座等における寸劇の実施 0回（令和5年度0回、令和4年度0回） ○区民ふれあいまつり等における啓発 0回（令和4年度 0回） ○広報紙等の配布 回数 7回、参加者102名 ○情報交換会 1回開催 | 文化市民局 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

施策目標8 「誰一人取り残さない」より良い社会に向けた支援

個別施策⑩ 「誰一人取り残さない」より良い社会に向けた消費者への支援

私たちは誰もが消費者です。このため、多様な主体が私たち一人一人の消費行動が総体として社会に影響を与えることの重要性を幅広い世代の消費者に発信することで、「誰一人取り残さない」より良い社会の実現を目指します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|-------------------|---|---|-------------------------|
| 1 | 食の健康づくり応援店 | 「野菜たっぷり」「塩分ひかえめ」メニューの提供や「エネルギー表示」「食物アレルギー表示」を実施する飲食店等を登録し、店舗の情報をホームページに掲載し、市民及び府民の方々に普及する。（平成27年4月13日募集開始） | <ul style="list-style-type: none"> 新規店舗の募集及び登録 京都市のホームページ「京・食ねっと」に登録店舗の情報を掲載（ホームページへ掲載） <p>【登録店舗数】 608店舗（令和6年3月末時点）</p> | 保健福祉局 健康長寿企画課 |
| 2 | ふれあいファミリー食セミナーの開催 | 出産を控えた夫婦及び乳幼児とその保護者を対象に、望ましい食生活の実践及び食を通じた豊かな人間性の形成を目的とした教室を開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> プレママ・パパコース：妊娠中の食事等についての講話（講話は親子の健康づくり講座で実施）及び調理実習並びに交流会等 【令和5年度実績】 10回 54人（令和4年度 10回 111人） すくすくコース：子どもの発達発育に合わせた離乳食のすすめ方等の講話及び試食等 【令和5年度実績】 173回 1,297人（令和4年度 172回 981人） わんぱくコース：就学前の年長児とその保護者を対象とした食材学習及び調理実習等 【令和5年度実績】 20回 334人（令和4年度 20回 370人） | 保健福祉局 健康長寿企画課 |
| 3 | 体験！一日食品衛生監視員 | 市民が自主的に食の安全安心確保に取り組む姿勢を育むことを目的として、食品工場見学会や食品表示講習会等の参加型リスクコミュニケーションを実施する。 | 食品等事業者及び学園祭で食品を取り扱う学生向けに、手洗いチェッカーを用いた講習会を実施 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 4 | 消費生活行政推進会議（庁内会議） | 消費生活基本計画に掲げる施策を総合的かつ効果的に推進することにより、計画の実効性を確保することを目的として、関係各局と相互に連携し、調整を行うための庁内会議を設置する（9局区21課で構成）。 | 未開催 | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 5 | 鍋まつりの開催 | 栄養バランスが良く食品としても優れた特性を持つとともに、みんなで楽しむことのできる「鍋」をキーワードに、市場の食材を使った鍋メニューの提案や食育の推進等に取り組む。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。 | 産業観光局 中央卸売市場 第一市場 |
| 6 | 市場見学会の開催 | 市民が、せりや仲卸店舗の見学、市場関係者との懇談会を通じて、市場の仕組みや食材について学ぶ機会を提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども市場見学会 実施日：7月27日 参加者：9組18名 実施日：8月5日 参加者：7組14名 大人の市場見学会 実施日：10月7日 参加者：15名 | 産業観光局 中央卸売市場 第一市場 |
| 7 | 小学校出前板さん教室の開催 | 市街地及び山間地域の代表箇所では採水した水道原水及び水道水について、個別の放射性物質の濃度を測定することができるゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性ヨウ素（ヨウ素131）及び放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）の濃度を測定する。 | 市内をはじめ他府県を含む7つの小中学校で実施 全11回実施 計440名参加 | 産業観光局 中央卸売市場 第一市場 |
| 8 | 食の海援隊・陸援隊事業 | 市民の食に関する知識を養い、生産者や市場関係者と共に本来の「食」の在り方を考える市民を育成するため、市場会員を募集し、会員を対象とした各種の啓発事業を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 食材選び方教室 計58名 実施日：11月18日 参加者：13組26名 実施日：3月2日 参加者：32名 情報発信 メルマガ（14回） 産地体験 計16名 実施日：10月21日 参加者：16名 | 産業観光局 中央卸売市場 第一市場 |
| 9 | 市民感謝デー「食彩市」の開催 | 第一市場で取引を行う事業者等が主体となって、市民に対する日頃の感謝と魚食普及を始めとする生鮮食料品等の消費拡大を目指して、毎月1回開催している。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。 | 産業観光局 中央卸売市場 第一市場 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

| | | | | |
|----|-------------------------|---|---|--------------------|
| 10 | 食育セミナー等の開催 | 京都市民を対象に、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することを目的とした教室を開催する。 | 1 講義又は調理実習を伴う栄養指導等（食を通じた健康づくりの学習及び各種疾病予防に関する食生活学習、調理実習等）を行った。 【食育セミナー開催実績（令和5年度）】 142回 1,436人（令和4年度 121回 1,023人） 2 区役所・支所において、市民を対象に、食品表示の見方等に関する集団指導を行った。 【食品表示集団指導実績（令和5年度）】 29回 263人（令和4年度 41回 373人） | 保健福祉局 健康長寿企画課 |
| 11 | 京・食ねっと | 「食」を切り口として、健康、食の安全安心、地産地消、環境負荷の軽減など、「食」をテーマとする総合的な情報を発信する。 | 各種事業の案内や、健康、食の安全安心、地産地消、環境負荷の軽減など「食」をテーマとする総合的な情報を発信した。 【「京・食ねっと」アクセス数実績（令和5年度）】 192,475件（令和4年度 142,652件） | 保健福祉局 健康長寿企画課 |
| 12 | みやこユニバーサルデザイン | 京都の生活文化に、すべての人が生活しやすい社会環境の整備を目指すユニバーサルデザインの考え方を採り入れた「みやこユニバーサルデザイン」を推進する。 | 人にやさしいサービス宣言の実施 令和5年度新規宣言店舗数 1件 | 保健福祉局 障害保健福祉推進室 |
| 13 | おいしい！大好き！京（みやこ）の水キャンペーン | 「京（みやこ）の水・おふるキャラバン」の取組として、お風呂の魅力や効能を情報発信し、心身の健康にもつながる入浴に親しんでいただく。 | <ul style="list-style-type: none"> 地下鉄のドアステッカーでお風呂入浴をPR 「いい風呂の日（11月26日）」に合わせて、バスボムづくり体験やクイズ等のイベントを開催（参加者934人） 検針時に配布する事業PRリーフレットで冬場の入浴方法を掲載 「ピースな風呂の日（2月26日）」に合わせて、パネル展示、アンケート等を実施（参加者815人） SNS（X、Facebook、Instagram）で随時、お風呂の効能などを発信 | 上下水道局 総務課 |
| 14 | 浄水場、水環境保全センターの一般公開、施設見学 | 水道水が作られる過程や、使用された水が処理される過程を知っていただくことにより、水道水の安全性や大切さを実感していただくため、浄水場、水環境保全センターの一般公開と施設見学会を開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> 一般公開は行財政改革計画におけるイベント見直しの方針を踏まえ、開催を見送り。見頃を迎えた「藤」や「つつじ」の花を楽しんでもらうため、動画を配信。 夏休みの時期に合わせて、鳥羽水環境保全センターで下水道施設親子見学会を開催（参加者26名） | 上下水道局 総務課 |
| 15 | 地域と連携した「モビリティ・マネジメント」 | 地域住民やバス・鉄道事業者、大学等と本市が連携して、モビリティ・マネジメント（過度にクルマに頼る移動から徒歩や公共交通等による移動へと、一人ひとりの住民や一つひとつの職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していく一連の取組）に取り組む。 | 地域住民が主体となり実施する公共交通の利用促進等のモビリティ・マネジメント事業に対して、事業実施に係る経費を支援 （対象事業） 北区柘野学区における公共交通利用促進事業 山科区鏡山学区における公共交通利用促進事業 西京区松陽学区における公共交通利用促進事業 西京区福西学区における公共交通利用促進事業 伏見区久我・久我の社・羽東師学区における公共交通利用促進事業 伏見区醍醐地域における公共交通利用促進事業 | 都市計画局 歩くまち京都推進室 |
| 16 | 歩くまち京都アプリ「バス・鉄道の達人」 | バスと鉄道を組み合わせた効率的な移動ルートの検索が可能な無料アプリにより、誰もが歩いて出かけたくなる環境を整える。GPSによりその日の道路状況を加味した市バス等の到着時刻を予測して表示する。 | <ul style="list-style-type: none"> アプリの運用を継続 令和5年度末に今後、アプリの機能面での改修等を行い、更なる有効活用が見込めるジョルダン株式会社（実質的なアプリ運用事業者）に譲渡 | 都市計画局 歩くまち京都推進室 |
| 17 | パークアンドライド | 京都市内への自動車流入を抑制するため、公共交通に乗り換えて目的地まで移動するのに便利な市周辺部等にある鉄道駅近くの駐車場を、「パークアンドライド駐車場」として、通年で、ホームページ等で広報している。 | パークアンドライドの通年実施 | 都市計画局 歩くまち京都推進室 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

| | | | | |
|----|---|--|---|------------------------------|
| 18 | 京都みつばちガーデン推進プロジェクト | “みつばち”との共生によるまちなか緑化推進の取組の一環として、中京区役所屋上でニホンミツバチを飼育する。 ○市民向け講座の開催 ○採蜜イベントの開催 など | <ul style="list-style-type: none"> 園芸講座：区役所屋上庭園にて伏見とうがらし及びピーマンの栽培（5～9月の第4木曜日（計5回）・参加者13名） 屋上庭園見学会：屋上庭園にてニホンミツバチや植物の見学、市民団体が育てた花の苗の配布（5月26日・参加者59名） みつばち冒険隊：小学生向けの屋上庭園でのニホンミツバチ、植物の見学と、はちみつをテーマにした食育講座及び調理実習（8月3日・参加者17組 ※保護者同伴） 採蜜見学会：ニホンミツバチの採蜜の見学と採れたてのはちみつのテイストリング（9月25日・参加者38名） みつばち市民講座：ニホンミツバチと緑化について学ぶ講座や園芸に関する講演会（3月8日・参加者51名） | 中京区役所 地域力推進室 （総務・防災担当） |
| 19 | 京の食文化ミュージアム・あじわい館関連事業 | 「京都の四季を五感で味わい、京都の食文化に親しむ！」をコンセプトに「みる、つくる、あじわう」の3つの機能を持たせた展示資料室、調理実習室、試食室を備えた「京の食文化ミュージアム・あじわい館」において、市場の新鮮な食材を活かした料理教室や、京都の四季折々の「食」を味わっていただける体験コーナーを常設している。 | <ul style="list-style-type: none"> 料理教室 実施数 90回 参加者数 1,508名 講演会 実施数 6回 参加者数 181名 調理実習室稼働件数 稼働コマ数/全体コマ数 476/933件 稼働率 51.0% | 産業観光局 中央卸売市場 第一市場 |
| 20 | 日本料理に学ぶ食育カリキュラムモデル実施 | 日本が誇る食文化の粋・日本料理を通じて子どもたちの食に対する興味関心を高めるとともに、食材をいかし、五感を働かせて食することの大切さを子どもたちに習得させるよう、さらには市民とのパートナーシップの下、伝統文化の継承・発展を目指すため、日本料理アカデミーと連携し、「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を実施する。 | <ol style="list-style-type: none"> 取組目標 <ol style="list-style-type: none"> 教科等の狙いに沿って、「食育スタンダード」を活用し、取組を拡大・継続 学校と家庭・地域が一体となって、食育の推進に向けて連携 日本料理に学ぶ食育カリキュラムに基づいた授業実践と充実 <ol style="list-style-type: none"> 9校をモデル校として指定 各モデル校の食育授業の実践事例の蓄積 家庭科において、だしを味わう学習を通して、食の大切さ、伝統文化が育んできたものを体験的に学ぶ授業を実施 学校・家庭・地域が一体となった食育の推進 食育指導員への研修 | 教育委員会事務局 学校指導課 |
| 21 | 市民活動総合センターにおけるNPO、市民活動団体等への総合的な支援の実施 | 市民活動総合センターにおけるNPO、市民活動団体等への総合的な支援の実施 | 入館者数（カウンター表示数） 78,324人 相談件数 936件 講座等参加者 949人 ホームページアクセス件数 113,908件 | 文化市民局 地域自治推進室 |
| 22 | ホームページ（京都市情報館）や市民しんぶんにおける受け手に配慮した様々な手法による情報提供 | 障害のある人など、情報提供に配慮が必要な人も広く市政情報を提供するため、京都市情報館のホームページ閲覧支援サービス（自動音声読み上げ・文字拡大等）や、市民しんぶん音声版、文字拡大版、点字版の提供などを行う。 | 京都市情報館のホームページ閲覧支援サービスの提供や、やさしい日本語での情報発信を行ったほか、希望者には市民しんぶん音声版、文字拡大版、点字版の提供を行った。 | 総合企画局 市長公室広報担当 |
| 23 | 多言語による各種生活情報等の提供 | ホームページや冊子などにより、京都でのくらしや滞在に役立つ各種の情報を多言語で提供する。また、多言語での緊急時のサポート体制の整備にも努める。 | 京都市国際交流会館のFacebook、X、メールマガジン「外国人くらし安心メルマガ」などにおいて、日本語、英語、中国語による生活情報の定期的な発信や、日・英・中・韓朝・スペイン語の「地震緊急時行動マニュアル」の配布を行った。また、同会館における災害時通訳翻訳ボランティアの登録派遣体制（令和5年度末現在で52人）を継続した。その他、やさしい日本語表記を含む、多言語資料・冊子一覧を京都市情報館において発信した。 | 総合企画局 国際交流・共生推進室 |
| 24 | 打ち水大作戦 | 水の貴重さや水資源開発の重要性に対する関心を高めるため、8月1日を「水の日」、8月1日から7日までを「水の週間」とされている。毎年この期間に、水に関する啓発行事を実施しており、水について考えて頂くことを目的として、下水の高度処理水及び雨水貯留タンクにたまった雨水を利用し、「打ち水大作戦」を開催する。 | 総合庁舎前にて実施 実施日 令和5年8月1日 | 上下水道局 下水道部管理課 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

個別施策⑳ 環境に配慮した消費行動・エシカル消費の推進

持続可能な社会を実現するためには、一人一人の消費者が、自分のことだけでなく、周囲の人々や未来を担う世代、あるいは国内外の社会情勢や地球環境への影響といったミクロ・マクロ両方の視点から、自主的かつ合理的な消費行動を選択する必要があります。その礎を構築するため、環境に配慮した消費行動やエシカル消費の概念を広く普及促進します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|------------------------|---|---|-------------------------|
| 25 | 地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」 | 食品ロスをはじめとしたごみ減量の理解と実践を呼び掛ける啓発活動の一環として、「ごみ減量について楽しく考えよう」をコンセプトに、参加者が学習テーマから学びたい内容を選択・組み合わせる事ができる地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」を開催する。 | 地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」を実施した。（145回開催（各区・支所内エコまちステーション実施分を含める）） | 環境政策局 資源循環推進課 |
| 26 | 生物多様性に配慮した製品・サービスの消費促進 | エシカル消費を通じて世界や地域の生物多様性の保全の輪を広げるため、地産地消やエコラベル等、生物多様性に配慮された製品等の普及を図る。 | ・生物多様性ポータルサイト「京・生きものミュージアム」に、エシカル消費や生物多様性保全に関するエコラベル等を紹介するページを掲載した。 | 環境政策局 環境企画部 環境管理課 |
| 27 | 民間活用を含めたリユースの促進 | まだ利用できるにも関わらず、引越しや家財整理、片付け時等に廃棄されている持ち込みごみや大型ごみについて、リユースを促進するための施策を検討・実施する。 | ・「㈱ジモティー」「㈱マーケットエンタープライズ（おいくら）」と連携し、リユース促進の啓発を行った。 | 環境政策局 資源循環推進課 |
| 28 | 使い捨てプラスチック削減推進事業 | レジ袋の更なる削減やマイボトルの利用促進など、使い捨てプラスチックの発生抑制に関する市民への理解の向上及び行動変容を促す。 | ・食品スーパー・百貨店・ドラッグストアでの販売期限の延長に係る取組を推進（69事業者）。 ・マイボトルの利用促進のため、水道直結式の給水機を本市施設等や地域のイベントで設置（本市施設等で累計96箇所、イベント16回）。 ・マイボトル推奨店・衣料品自主回収推奨店に対する広報等の支援（推奨店：222店舗）。 | 環境政策局 資源循環推進課 |
| 29 | 食品ロス削減等推進事業 | 食品ロスの削減に向けて、市民・事業者双方に向けた啓発等に取り組む。 | ○民間事業者と連携し、食品ロス削減に繋がるレシピブックを作成・配布するともに、消費者キャンペーンを実施。 ○食品ロスの削減に向けて、市民・事業者双方に向けた啓発等に取り組んだ。 ・京都市食べ残しゼロ推進店舗の拡大（令和5年度末1,752店舗） ・食品スーパー・百貨店・ドラッグストアでの販売期限の延長に係る取組を推進（69事業者）。 ・食品ロス削減月間（10月）に、市政広報板や市バス・地下鉄へのポスター掲示、食品スーパー等での街頭啓発キャンペーン等を実施。 ・WEBサイト「食べ物の「もったいない！」を探せ！～京都市フードロスチャレンジ」内に、食品ロス削減に役立つ行動についてクイズ形式で学ぶ「京の食品ロスゼロ検定」を新設。 ・大学と連携し、捨てられがちな食材を使用したレシピブックを作成。 ・食品ロス削減に関する啓発物（ノート）を作成し、全市立小学校の4年生に配布 | 環境政策局 資源循環推進課 |
| 30 | 総合環境情報誌の作成 | ごみの発生抑制、再使用を促進するため、減量・リサイクルに関する冊子、チラシ等を作成し、周知・啓発を図る。 | 食品ロスやプラスチック類の分別に関するチラシ等を作成し、周知・啓発を行った。 | 環境政策局 資源循環推進課 |
| 31 | 学校給食における地産地消（知産知消）の推進 | 地場産物を使用した学校給食を通じて、子どもたちが、食材の産地、地域の伝統、食文化や、それを支える人々の苦労を知り、生産者や自然の恵みなどすべてに感謝する心を育むとともに、食の大切さを伝える知産知消（食教育）を推進する。 | ・京都の伝統野菜を使用した給食を実施し、その生産の様子を紹介する指導資料により食指導を実施 6月「万願寺とうがらし」、7月「伏見とうがらし」「賀茂なす」「万願寺とうがらし」、10月「九条ねぎ」、12月「九条ねぎ」「聖護院だいこん」、1月「九条ねぎ」、2月「すくき」他 | 教育委員会事務局 体育健康教育室 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

| | | | | |
|----|--------------------------|--|---|-------------------|
| 32 | 市立学校における環境教育 | 市立学校において、これまで社会科、生活科及び総合的な学習の時間等を活用し、教科を超えた横断的・総合的な取組として行ってきた特色ある環境教育を一層推進するため、「持続可能な社会づくりに貢献できる人材育成」を目標に、環境に配慮した消費生活を実現する資質・能力・態度等を身に付けさせる。 | <ul style="list-style-type: none"> 京都市環境教育スタンダード及び同ガイドラインの作成及び活用 京都商工会議所による環境学習事業の実施 リサイクル活動、地域の清掃活動への参加等 雨水タンク・太陽光発電装置の整備 緑のカーテン（壁面緑化）・ビオトープの整備 京都水族館との連携による「環境学習出前授業」の実施 | 教育委員会事務局 学校指導課 |
| 33 | 住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助事業 | 太陽光発電システムをはじめ、蓄電システム、及び太陽熱利用システムの設置費用の一部を補助することにより、住宅における再生可能エネルギー利用設備の普及拡大を図る。 | ※事業終了 | 環境政策局 地球温暖化対策室 |
| 34 | 「エコ学区」ステップアップ事業 | 家庭から排出される二酸化炭素量の一層の削減を図るため、環境にやさしいライフスタイルへの転換や省エネの促進、地域力の向上を目指し、地域ぐるみでエコ活動に取り組んでいる市内全222学区を「エコ学区」とし、支援している。 | <ul style="list-style-type: none"> エコ学区数：市内の全222学区 エコ活動に関する学習会などの開催（30件、1,338人） 学区の環境課題に対して、アドバイス、提案等により解決に向けた支援を行う | 環境政策局 地球温暖化対策室 |
| 35 | 「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの取組 | 2050年の京都にふさわしい脱炭素型のライフスタイル像や、それを実現するための目標・アクションを創り、市民や事業者の皆様と一緒に環境にやさしい取組を進めている。 | <ul style="list-style-type: none"> 京都発脱炭素ライフスタイル推進ビジョンのアクションに基づいた、市民が自ら実践する仕掛け（プロジェクト）の実証支援 脱炭素ライフスタイルのホームページ「2050 MAGAZINE」及びSNS等を活用した情報発信 市バスリアステッカーのデザインリニューアル 毎月16日のDO YOU KYOTO?デー（環境に良いことをする日）における統一行動として、「ノーマイカーデー」、脱炭素型のライフスタイルにつながる行動習慣「DO YOU KYOTO?アクション」等の実践啓発 エコちゃんやDO YOU KYOTO?大使を通じた普及啓発 | 環境政策局 地球温暖化対策室 |
| 36 | 京エコロジーセンターにおける各種イベントの実施等 | 子どもから大人まで多様な世代を対象に、土日・祝日、開館記念日、環境月間等に、種々のイベント、セミナー、学習会を実施し、環境保全意識の普及啓発を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> エコ学習（72校、1,691人） ボランティア養成講座6回、環境パワーアップ講座4回 イベント開催参加者数（館外、オンライン開催含む）7,820人 | 環境政策局 地球温暖化対策室 |
| 37 | こどもエコライフチャレンジ推進事業 | 全市立小学校の児童が冊子「子ども版環境家計簿」を使って、夏休み又は冬休み期間中に、各家庭で省エネ・省資源の取組を進めることにより、児童自ら家庭でのライフスタイルの見直し及びエコライフの実践・継続を図る。 | 対象学年に児童が在籍する市立小学校のうち157校で実施 | 環境政策局 地球温暖化対策室 |
| 38 | 環境副読本の配布 | 地球温暖化やごみ問題をはじめとした環境問題を学び、考える環境副読本「小学4年生用」「小学5年生用」「中学生用」を、市内の全ての小、中、総合支援学校に配布する。 | <p><小学4年生用及び小学5年生用> 市内全ての小学校及び総合支援学校に配布</p> <p><中学生用> 市内全ての中学校及び総合支援学校に配布</p> | 環境政策局 地球温暖化対策室 |
| 39 | 再生可能エネルギーグループ購入事業 | 太陽光発電設備及び再生エネルギー由来の電気の購入希望者を広く公募し、需要をまとめることでスケールメリットをいかした価格低減を実現する。 | <p>太陽光⇒739世帯の参加登録、市場価格比約30%の価格低減</p> <p>※令和4年度から府市連携で実施。</p> <p>再生エネルギー⇒令和4年度以降、電力価格高騰に伴い、グループ購入事業の入札に参加意向を示す小売電気事業者が存在しない状況が続き、実施を見送った。</p> | 環境政策局 地球温暖化対策室 |
| 40 | 太陽光発電プラットフォーム事業 | 市内に施設を有する市民・事業者と、初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入する「0円ソーラー」のサービスを提供している事業者とのマッチングを支援する。 | <p>住宅用プラン（13プラン）及び事業用プランの紹介（6プラン）</p> <p>※令和5年度末時点</p> | 環境政策局 地球温暖化対策室 |
| 41 | 市民協働発電制度の普及支援 | 共同出資により市内の公共施設等へ太陽光発電システムを設置し、得られた売電収入で利益を出資者に還元する「市民協働発電制度」により、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。また、地域のコミュニティ組織が主体となり、地域に太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギー利用設備を設置しようとする意欲的な取組を支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月31日現在の稼働状況 市民協働発電所：9施設（発電出力388.70kW） 太陽光発電屋根貸し発電所：28施設（発電出力904.02kW） | 環境政策局 地球温暖化対策室 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

| | | | | |
|----|---------------------------|---|--|--------------------------------|
| 42 | 住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業 | 太陽光発電設備から生まれる再生可能エネルギーを自家消費することで生じる「環境価値」を金銭価値化し、市内の商店等で利用できるポイントとして還元。さらに、太陽光発電設備と蓄電池等の設置費用の一部を導入支援ポイントとして支援することにより、住宅における再生可能エネルギー利用設備の更なる普及拡大を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都再エネクラブ会員数：522名 ・導入支援ポイント発行件数：157名 ・加盟店登録店舗数：44店舗 | 環境政策局 地球温暖化対策室 |
| 43 | 京都環境賞の実施 | 市民の自主的な環境保全活動を更に推進するため、先進的・斬新的な手法等で地球温暖化の防止、生物多様性の保全や循環型社会の推進等の環境保全に関する将来性のある活動に取り組んでいる方を表彰する。 | ・6月1日から8月31日まで募集を行い、京都市環境審議会 京都環境賞選考部会での選考を経て、被表彰者を決定した。（表彰は大賞1者、特別賞7者、奨励賞14者 表彰式12月19日） 応募等件数 57件 | 環境政策局 環境管理課 |
| 44 | イベント等のエコ化の推進 | イベントの開催に伴う環境負荷の軽減と、イベントに関わる全ての人に対する環境保全意識の啓発を図ることにより、市内で開催される全てのイベントで「エコ化」に取り組む風土を醸成することを目指す。 | ・環境配慮型イベントを認定する「京都市認定エコイベント」登録制度、繰り返し使うことのできる「分別リユースごみ箱貸出」を運用し、エコイベントに取り組む事業者・NPO・市民等を支援した。「京都市認定エコイベント」登録件数110件、リユースごみ箱貸出数111件となった。 | 環境政策局 資源循環推進課 |
| 45 | 岡崎フリーマーケット | 「いらなくなったらいる人へ」をテーマに、家庭における不用品の再利用（リユース）を目的とし、岡崎公園において、年10回程度フリーマーケットを開催する。 | 令和4年度から運営を民間団体に移行した。 | 環境政策局 資源循環推進課 |
| 46 | 環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」 | 市民を対象に、ごみ処理・再資源化施設をはじめ、産業廃棄物処理施設や古紙リサイクル施設などの見学を通じて、環境にやさしいライフスタイルについて考えていただくごみ減量エコバスツアーを実施する。 | 令和5年度は、市民しんぶん等で広く参加者を公募する「一般公募型」のツアーについて、夏休み期間に小中学生を対象としたツアーを開催するとともに、年度後半に全年代を対象としたツアーを開催し、計30回実施した。参加者558人。 | 環境政策局 資源循環推進課 |
| 47 | エコ修学旅行の推進 | 観光客の中でも①環境教育の効果が高く、②学校を通じた団体での取組を見込め、③今後京都を再訪する可能性が高い、といった点に着目し、修学旅行生をターゲットとし、「エコ修学旅行宣言」（仮称）※をしていただいた学校生徒に対し、本市からエコバッグを提供し、環境にやさしい観光、修学旅行を実践していただく。 ※ 「エコ修学旅行宣言」（仮称）の2R実践メニューとして、宿泊先等でのアメニティグッズ、買い物の際のレジ袋の辞退を必ず実践していただくこととし、また、食事の食べ残し等にも協力していただく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「京都エコ修学旅行」参加校：299校 エコバックと紙製ファイルの合計配布数：31,807枚 ・エコ修学旅行宣言の取組に加えて各校独自のアイデアでエコアクション（取組）を設定して宣言・実行する「エコ・アクション+1」応募校：34校（優秀校5校） | 環境政策局 資源循環推進課 |
| 48 | 資源物回収事業の推進 | 地域の自主的なごみ減量・リサイクルの取組を支援するため、古紙や古着、缶・びんなどの資源物を集団回収する団体に助成するコミュニティ回収制度や商業施設等を活用して古紙、古着等の回収を行う団体に助成するマーケット回収制度を実施する。また、市民がごみ減量・再資源化にいつでも取り組めるよう資源物回収拠点を設置するとともに、まち美化事務所が地域の身近なところに出向き、資源物などの回収を行う移動式拠点回収を実施する。 | 地域の自主的なごみ減量・リサイクルの取組を支援するため、古紙や古着、缶・びんなどの資源物を集団回収する団体に助成するコミュニティ回収制度を実施する。また、市民がごみ減量・再資源化にいつでも取り組めるよう資源物回収拠点を設置するとともに、まち美化事務所が地域の身近なところに出向き、資源物などの回収を行う移動式拠点回収を実施する。 | 環境政策局 まち美化推進課 |
| 49 | 生ごみ・落ち葉の堆肥化等の活動支援 | 家庭から排出されるごみの約4割を占める生ごみの減量化を図るため、電動式生ごみ処理機及びコンポスト容器の購入助成や地域団体の堆肥化活動費用を助成する。 | 家庭から排出されるごみの約4割を占める生ごみの減量化を図るため、電動式生ごみ処理機及びコンポスト容器の購入助成や地域団体の堆肥化活動費用を助成する（令和4年度から電動式生ごみ処理機及びコンポスト容器の購入助成は休止）。 | 環境政策局 まち美化推進課 |
| 50 | エコまちステーションにおける環境に関する事業の推進 | 地域における総合的な環境行政の拠点窓口として、「ごみ減量・分別・リサイクルの推進」をはじめ、「世界一美しいまち京都の実現」、「環境教育の充実」、「温暖化対策」など総合的な環境行政の推進を行っている。 | 地域における総合的な環境行政の拠点窓口として、「ごみ減量・分別・リサイクルの推進」をはじめ、「世界一美しいまち京都の実現」、「環境教育の充実」、「温暖化対策」など総合的な環境行政の推進を行っている。 | 環境政策局 まち美化推進課 |
| 51 | 産廃処理業者情報公表制度 | 市内の産業廃棄物中間処理業者から、その事業内容に加え、適正処理の確保、環境負荷の低減及び地域社会への貢献に関する取組の状況等を記載した報告書の提出を受け、排出事業者や市民が適切に評価できるよう、報告書を市ホームページに掲載し、公表する。 | 報告書公表件数 7件 | 環境政策局 廃棄物指導課 |
| 52 | 過大・過剰包装に関する事業者団体への注意喚起 | 過大・過剰包装の追放、包装の簡素化、レジ袋・紙袋等の削減を要請する。 | 環境政策局と文化市民局が連携して、中元期、歳暮期に要請文を事業者団体宛てに送付した。令和5年度は、京都百貨店協会等、各期12件に送付した。 | 環境政策局 資源循環推進課 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

| | | | | |
|----|--------------------|--|---|---------------------|
| 53 | 水道週間街頭キャンペーン | 6月1日から6月7日までの「水道週間」に水道水の重要性やペットボトルの水を飲むより環境にやさしいことなどをPRする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月3日に、哲学の道（銀閣寺橋西側付近）において、マスコットキャラクターを活用し、水道水の街頭啓発及びホテルの動画撮影・配信を行った。（ウェットティッシュ1,000個配布） | 上下水道局 総務課 |
| 54 | エシカル（倫理的）消費の普及促進事業 | 人や社会・環境・地域に配慮した消費行動をすることにより、公正で持続可能な地域社会づくりを進めていこうとする「エシカル消費（倫理的消費）」の考え方を広く紹介・普及し、行動につなげていただく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「エシカル消費」普及啓発ホームページ「みんなで、みんなに、いい消費。」及びSNSによる情報発信 ・同志社大学での消費生活講座において、「エシカル消費」をテーマとした講義の実施（登録者数217名） ・龍谷大学での消費生活講座において、「エシカル消費」をテーマとした講座の実施（登録者数22名） ・エシカル消費について京都市立待鳳小学校6年生61名に対し、出前講座を実施（令和5年10月5日） ・食品ロス削減月間におけるパネル展示（10月） ・京都生活協同組合との「『エシカル消費』普及促進に係る連携に関する協定」に基づく取組 <ul style="list-style-type: none"> （1）コープ山科新十条店にて、令和5年7月22日（土）、エシカル消費に関連する認証マーク、ラベルを店舗で探すクイズラリー「エシカルな商品を探せ！」イベントを開催。（参加人数：130組、163名）親子で学ぶ「エシカル、SDGs」学習会を実施。（参加人数：3組、9名） （2）コープらくさい店にて、令和5年11月11日（土）、クイズラリー「エシカルな商品を探せ！」イベントを開催。（参加人数：102組、約180名） （3）コープ二条駅にて、令和6年2月17日（土）、クイズラリー「エシカルな商品を探せ！」イベントを開催。（参加人数：369組、501名）親子で学ぶ「エシカル、SDGs」学習会実施。（参加人数：17名）珊瑚礁再生ミニ学習会実施。（参加人数：24名）等 ・エシカル消費に関する動画（15秒×8本）を作成し、YouTube放映開始（令和6年2月） ・京都駅の電光掲示板において、エシカル消費啓発文を放映（令和5年10月～令和6年3月） | 文化市民局 消費生活総合センター |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

個別施策④ 高齢者等への支援

高齢化の進行等に伴い、高齢者等の消費者被害が将来的に増加することが予想されます。また、高齢者等の健康や生活の不安につけ込んだ悪質商法等の手口も複雑化・巧妙化しているため、高齢者等に対する情報提供等をより一層強化するとともに、高齢者等の消費者被害を防止するため、民生児童委員、地域包括支援センター、地域団体などの地域における既存の見守りネットワーク等や関係機関・団体等との連携を図り、高齢者等の見守りを推進することで「誰一人取り残さない」より良い社会の実現を目指します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|-----------------------|--|---|------------------|
| 55 | 高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議 | 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築するため、関連団体との連携の在り方等について検討を行うとともに、市民等への普及啓発や成年後見制度の利用促進の検討などにより、高齢者・障害者の権利擁護の推進を図る。 | オンラインにて開催 (議題) (1) 京都市の高齢者・障害者の権利擁護に関する取組状況について (2) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施状況について (3) 京都市における市民後見人の養成、選任及び活動支援の取組について (4) 第9期京都市民長寿すこやかプランについて | 保健福祉局 介護ケア推進課 |
| 56 | ごみ収集福祉サービス | 集積場まで排出することが困難な要介護高齢者等により排出された5種類のごみを、自宅に出向いて直接収集する。 また、排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、対象者の安否確認を行う。 | 【利用世帯数の推移】 令和5年度 4,711世帯 | 環境政策局 まち美化推進課 |
| 57 | 認知症サポーター、キャラバン・メイト養成 | 地域や職場等での認知症に関する正しい理解や対応方法の普及・啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、その講師となるキャラバン・メイトを養成する。 | ・認知症サポーター養成者数 R5受講者8,065人 延べ 153,738人 ・キャラバン・メイト養成者数 R5受講者40人 延べ 2,792人 | 保健福祉局 健康長寿企画課 |
| 58 | 老人福祉員設置事業 | 市長から委嘱され、主に一人暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となること等により、地域の高齢者を見守る。 | ・老人福祉員は、一人暮らし高齢者等の安否確認や話し相手となること等を通じて、高齢者の地域生活の支援を行っている。（下記数値は令和5年11月調査結果（年1回実施）） 老人福祉員定数1,472人 把握している一人暮らし高齢者数44,338人 訪問している一人暮らし高齢者数31,271人 訪問率70.5% 老人福祉員一人当たりの月平均訪問回数30回 ・老人福祉員の活動を支援するため、各区の状況に応じて研修会等を実施した。 | 保健福祉局 健康長寿企画課 |
| 59 | 一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業 | 暮らしや仕事の場で、一人暮らしのお年寄り等への目配りを行い、サポートが必要な場合に地域包括支援センターへ連絡・相談する「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」を募集する。 | 一人暮らしお年寄り見守りサポーターの募集を継続し、登録者数の増加促進を行った。また、地域包括支援センターがサポーター向けの学習会を開催した。 登録者数13,508名（令和6年3月末現在） | 保健福祉局 健康長寿企画課 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

| | | | | |
|----|------------------------------------|--|---|-------------------------------|
| 60 | 地域包括支援センター運営事業 | 福祉の専門職や保健師等の資格を有する相談員が相談に応じるとともに、各種サービスの紹介や利用申請手続を含む関係機関との連絡調整等、総合的な高齢者支援を実施する。 | 高齢者やその家族、近隣に暮らす方からの相談対応等総合的な高齢者支援を行うとともに、市内在住の単身世帯高齢者を対象に訪問活動を行い、支援が必要な方を把握し、適切な支援に繋げた。 また、地域包括支援センター等が把握した詐欺事案等について、関係機関（全地域包括支援センター、全区役所・支所、消費生活総合センター等）の間で、共通の連絡シートを用いたメールによる速やかな情報共有を行った。 | 保健福祉局 健康長寿企画課 |
| 61 | 日常生活自立支援事業 | 京都市社会福祉協議会において、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等、判断能力が不十分なため福祉サービスを十分に利用できない方に対して、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理等を援助する制度として、同事業を実施する。 | 市内11区の区社会福祉協議会に配置されている32名の専門員が本事業の利用調整を行い、341名（3月末時点）の生活支援員が支援計画に基づき、利用者宅等を定期的に訪問して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、通帳・印鑑の保管や郵便物の管理等を行い、支援している。 新規契約者数 173件 利用者数 769名 | 保健福祉局 介護ケア推進課 |
| 62 | 認知症高齢者等権利擁護推進事業 | 認知症高齢者等が成年後見制度を利用するに当たって、身寄りがいないなど審判申立てを行う親族がいない場合に、市長による申立てを実施する。 （平成24年度からは、これまで市長申立てに限り助成していた申立費用及び後見人報酬について、市長申立て以外で実費負担が経済的に困難な方に対しても助成することにより、制度利用を促進している。） | <ul style="list-style-type: none"> 成年後見市長申立件数 84件 うち、高齢者 73件 障害者 11件 申立費用支給件数 6件 うち、高齢者 4件（126,829円） 障害者 2件（13,680円） 後見人報酬支給件数 1,099件 うち、高齢者 820件（166,755,355円） 障害者 279件（63,793,531円） | 保健福祉局 介護ケア推進課 障害保健福祉推進室 |
| 63 | 消費者安全確保地域協議会の設置に向けた取組 | 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体や地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」の設置に向けた取組を推進する。 | <p>(1) 権利擁護ネットワーク会議への参画 各区・支所において、権利擁護業務に携わる社会福祉士等の専門職種で構成される権利擁護ネットワーク会議等に参画し、最新の悪質商法、特殊詐欺の状況等の注意喚起、消費生活情報の提供や消費者安全確保地域協議会についての研修を行うとともに、高齢者等を取り巻く状況について情報収集を行った。 ・参画した行政区及び出席回数 10区3支所、32回</p> <p>(2) 関係部局への説明 消費生活センターが主体となり、消費者安全確保地域協議会の設置を進めるため、関連する部局への説明を実施した。（R6年2月～3月）</p> | 文化市民局 消費生活総合センター |
| 64 | 「高齢者にやさしい店」事業～認知症の人も安心して暮らせるまちづくり～ | 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、左京区内の商店・金融機関等を対象に、認知症サポーター養成講座を受講のうえ、「高齢者にやさしい店」としての登録及びステッカー等の掲示をしてもらうことで、認知症等の高齢者が安心して買い物ができる高齢者にやさしい店づくりを推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> 店舗登録数 267店舗（令和6年3月末） 「高齢者にやさしい店」づくりのための認知症サポーター養成講座（令和5年12月） 高齢者にやさしい店ニュース（第15号）の発行及び登録店舗への送付（令和6年2月） 登録店への啓発活動として、世界アルツハイマー月間ポスターの送付、ポスターの掲示依頼（令和5年8月）、敬老月間に合わせて、区民しんぶんへ「高齢者にやさしい店」周知記事を掲載（令和5年9月） 「高齢者にやさしい店」の登録店舗を掲載したホームページを適宜更新 ふれあいまつりでの「高齢者にやさしい店」ブース出展（令和5年9月） （参加者数実績：カードゲーム112名、認知症セルフチェッカー29名、相談4名） | 左京区役所 健康長寿推進課 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

施策目標9 消費者、事業者、行政間の信頼向上、連携・協働の促進

個別施策② 消費者志向経営を促進するための基盤整備

事業者は、消費者からの問合せ等を通じて、様々な分野の消費生活に関する情報に触れる機会があります。このため、事業者が活動の中で得た情報等を踏まえて、消費者全体の視点に立った事業活動（消費者志向経営）を行うことができる枠組みの構築に向けた取組を推進することで、全ての人の利益が最大化される社会の実現を目指します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 |
|-----|---------------------------|---|---|-------------------------|
| 65 | 京・食の安全衛生管理認証制度 | 食品関係事業者の自主的な衛生管理を推進することにより、市民や京都を訪れる観光客の皆様の食の安全を確保することを目的として、平成18年度から、一定の基準を満たす施設を認証する「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」を実施している。 | 認証施設 137施設 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 66 | 環境マネジメントシステム規格「KES」の認証の普及 | 中小企業の環境経営の取組を促進するため、京都発祥の環境マネジメントシステムである「KES」の事業者向けセミナーを開催し、新たな認証取得事業者の増加を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・KES認証取得事業者数(市内累計) 1,420件 ・環境マネジメントセミナー(産業観光局産業イノベーション推進室の第5回京都市中小企業脱炭素経営支援セミナーと合同開催) (対面集合及びライブ動画配信、令和6年3月21日) 受講者数 34名 | 環境政策局 環境管理課 |
| 67 | ソーシャル・イノベーション・クラスター創出支援事業 | ビジネスとして収益性を確保しつつ社会的課題を解決する「ソーシャルビジネス」について、フォーラム開催等による普及啓発に努め、人材育成セミナーによる担い手の育成及び認証等による企業支援体制の構築を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成セミナー等イベントの実施 91回 ・「これからの1000年を紡ぐ企業認定(社会・地域貢献部門)」 51社認定 | 産業観光局 地域企業イノベーション推進室 |
| 68 | 商店街等支援事業 | 商店街等が実施するアーケードや街路灯などの共同施設整備事業、キャッシュレス化・デジタル化の普及・促進につながる事業に対して、各種補助施策により支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○商店街等環境支援事業(26件) <ul style="list-style-type: none"> ・施設設置・改修事業補助 24件 ・街路灯撤去事業 2件 ○商店街街路灯電力料補助(91商店街) ○商店街キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業 7団体 | 産業観光局 地域企業イノベーション推進室 |
| 69 | 京の旬野菜の振興 | 旬の季節のものを食べることは、健康に良く、エネルギー消費の面からも環境に優しい農業につながる。京野菜の伝統を守り、更に発展させていくため、市内で生産される旬の野菜を供給する体制を整備するとともに、旬野菜のPRやレシピ等の配布による食べ方の提案を通じて、市民のエコで健康な食生活の実践を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・京の旬野菜認定生産者数(3月末現在) 634戸 (令和4年度 676戸) | 産業観光局 農林企画課 |
| 70 | 京の旬野菜の販売促進、減農薬・減化学肥料栽培の指導 | 市内で生産される旬野菜の中で多く栽培されているものについて、農業の使用状況等を確認するとともに、残留農薬分析を実施し、京の旬野菜の安全性を確保する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬分析(6検体)を委託により実施 | 産業観光局 農林企画課 |
| 71 | KES学校版の取組 | 教育委員会とNPO法人KES環境機構が共同して、小・中・小中・総合支援学校に対しKES学校版の認証取得を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度から認証取得に向けて取り組み、平成20年度(平成21年度審査)から全小・中・小中学校及び総合支援学校(小・中学部設置校)が認証を取得 令和5年度取組校数：小学校150校、中学校64校、小中学校8校、総合支援学校6校 | 教育委員会事務局 学校指導課 |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

個別施策⑳ 連携・協働を支える地域の枠組みの構築

消費者が安心して暮らすことができる地域社会の形成を図るため、教育、福祉、医療、保健、防災、警察等の行政部局・機関や、消費者団体・事業者団体、ボランティア団体、NPO、郵便局、宅配事業者等の幅広い関係者と連携して、市民から寄せられる消費生活相談への対応、市民や事業者等の地域ネットワークによる消費者被害防止等のきめ細かな取組を促進します。

| No. | 事業名 | 令和5年度事業概要 | 令和5年度の取組状況・実績 | 所管局・課等 | | | | | | | | |
|--------------|------------------------------|--|--|--------------------------------------|-----------------------|--------------|---------------------|-----------|-----------------------|-----|---------------------|------------------|
| 72 | 学区の安心安全ネット継続応援事業 | 学区の安心安全ネットワークの活動を支援するため、「学区の安心安全ネット継続応援事業」として、各区役所・支所において、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」による補助金交付により、地域の防犯活動等を応援している。 | ・学区の安心安全ネットワークの活動を支援するため、「学区の安心安全ネット継続応援事業」を実施し、地域の防犯活動等を応援した。 | 文化市民局 くらし安全推進課 (各区役所・支所で補助金交付) | | | | | | | | |
| 73 | 学生防犯ボランティア等への支援 | 学生防犯ボランティア（京都府警察の登録制度、愛称「ロックモンキーズ」）の事業を支援する。 | ・学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」に対して、学生防犯活動事業補助金を交付するなど、事業支援を実施した。（学生防犯活動事業補助金交付額：192,555円） | 文化市民局 くらし安全推進課 | | | | | | | | |
| 74 | 特殊詐欺被害根絶のための取組 | 多発する特殊詐欺被害を根絶するため、京都府警察と連携した取組を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都府警察、くらし安全推進課及び消費生活センター合同で特殊詐欺及び悪質商法撲滅のための啓発イベントを実施。 ・京都府警察及びくらし安全推進課と共同で啓発チラシを作成し、各区役所・支所、民生児童委員等に配布。 ・特殊詐欺を含む各種防犯動画を市役所内テレビモニター、各区・支所のデジタルサイネージ等で放映。 ・特殊詐欺被害防止に係る情報等について、ホームページ等で注意喚起を実施。 ・大学生等の若者を対象に、特殊詐欺等に加担しないよう「闇バイト」への警告に係る各種啓発を実施。 | 文化市民局 くらし安全推進課 消費生活総合センター | | | | | | | | |
| 75 | 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動 | 京都市と京都府警察は、相互に連携し、地域との協働の下、市民生活の一層の安心安全の実現とともに、観光旅行者等の安心安全の向上を目指し、「京都が培ってきた文化力や人と人とのつながりを活かし、誰もが安心安全を実感できるまちづくり」に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各区の現状と課題を踏まえ策定した「第2期運動プログラム」に基づき、各種取組を推進。 ・全市的な取組として、防犯カメラ設置促進補助事業、特殊詐欺等の緊急的な対策を講じる必要のある犯罪への防犯対策、ながら防犯等『見せる防犯』として持続可能な防犯活動への取組を推進した。 ＊刑法犯認知件数：8,104件（令和5年） | 文化市民局 くらし安全推進課 | | | | | | | | |
| 76 | 消費者団体懇談会の開催 | 安心・安全な消費生活社会の実現に向け、「共汗」の視点から、消費者団体との連携の強化を図ることを目的に、懇談会を開催する。 | 未実施。 | 文化市民局 消費生活総合センター | | | | | | | | |
| 77 | 民生委員・児童委員による相談援助活動 | 厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において、関係機関・団体やボランティアと協力しながら、福祉に関する相談・援助活動を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の各担当地域において、高齢者、障害のある方、児童をはじめ、地域の福祉にまつわる相談・支援を実施している。 ・相談・支援件数（令和5年度実績） <table border="1"> <tr> <td>高齢者に関すること</td> <td>24,184件（令和4年度22,440件）</td> </tr> <tr> <td>障害のある方に関すること</td> <td>1,382件（令和4年度1,294件）</td> </tr> <tr> <td>子どもに関すること</td> <td>12,955件（令和4年度12,119件）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8,547件（令和4年度8,977件）</td> </tr> </table> ・とりわけ高齢者に関しては、老人福祉員と連携し、各地域において、高齢者を見守る取組を実施している。 | 高齢者に関すること | 24,184件（令和4年度22,440件） | 障害のある方に関すること | 1,382件（令和4年度1,294件） | 子どもに関すること | 12,955件（令和4年度12,119件） | その他 | 8,547件（令和4年度8,977件） | 保健福祉局 健康長寿企画課 |
| 高齢者に関すること | 24,184件（令和4年度22,440件） | | | | | | | | | | | |
| 障害のある方に関すること | 1,382件（令和4年度1,294件） | | | | | | | | | | | |
| 子どもに関すること | 12,955件（令和4年度12,119件） | | | | | | | | | | | |
| その他 | 8,547件（令和4年度8,977件） | | | | | | | | | | | |

令和5年度京都市消費生活基本計画の推進状況

基本方針4 消費者市民社会の形成

| | | | | |
|----|------------------------------|---|--|--------------------|
| 78 | 廃棄物減量等推進審議会運営への市民公募委員の参画 | ごみ減量の具体的な推進方法等について様々な分野から議論し、本市に提言を行うために設置された「京都市廃棄物減量等推進審議会」において、市民公募委員や消費者団体の代表に参画いただくことで、意見表明できる機会を確保する。 | 京都市廃棄物減量等推進審議会 審議会本会：1回（11月）、部会：2回（8月、2月） | 環境政策局 資源循環推進課 |
| 79 | ごみ減量推進会議の活動の推進 | 市民・事業者・行政（市）の三者のパートナーシップにより、全市的な観点に立ち、ごみ減量に関する意識の高揚を図るとともに、同会議による地域でのごみ減量に関する自主的な取組を促進することにより、京都市のごみを減らし、環境を大切にしたいまちと暮らしを実現する。 | <ul style="list-style-type: none"> 市民のごみ減量に関する意識の高揚を図るとともに、地域でのごみ減量に関する自主的な取組を促進することを目的に以下の事業を実施した。 〈事業〉 情報誌発行 12,000部 啓発イベント開催 12回開催（参加者数 341名） 講座開催 14回開催（参加者数 450名） 京都市ごみ減量推進会議 会員：527団体（令和5年度末時点） | 環境政策局 資源循環推進課 |
| 80 | 歩いて楽しいまちなか戦略 | 京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通、烏丸通に囲まれた地区）を中心とした「まちなか」において、物流の荷捌き整序化や細街路における交通対策等について、関係行政機関や運送事業者等とともに取り組み、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議及び四条通エリアマネジメント会議を開催 ○整備後の四条通におけるエリアマネジメントの取組 ・四条河原町及び四条烏丸交差点において歩行者等の安全確保を目的とした指導・啓発活動を行った。 ・フリーペーパー（Leaf mini）を活用したまちなかの魅力発信 ・ファミリーレストランのポップを活用したパークアンドライドの利用周知（秋の観光シーズンのみ）を行うことで、まちなかへのマイカー等の車両流入抑制及び公共交通の利用促進を図った。 | 都市計画局 歩くまち京都推進室 |
| 81 | 京都市食の安全安心推進審議会への市民公募委員の参画 | 「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、食の安全安心に係る重要施策について市長の諮問に依りて審議する機関として、平成22年4月1日に設置した京都市食の安全安心推進審議会に市民公募委員に参画いただくことで、消費者意見の反映及び行動する消費者を育成する。 | 京都市食の安全安心推進審議会 市民公募委員 2名（委員数 12名） 開催回数 2回 | 保健福祉局 医療衛生推進室 |
| 82 | 京都市建築物安心安全実施計画推進会議への消費者団体の参画 | 「京都市建築物安心安全実施計画」に掲げる取組を効果的かつ着実に推進するため、建築物の安心・安全に関する機関や団体の役割分担と協働の下、計画の進行管理や施策の推進について議論を行う。委員全員参加のもと行う「全体会議」、課題ごとに必要な委員が参加する「分科会」を開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・第17回全体会議を8月に開催し、関係団体等と情報共有及び施策について議論をした。 ・2月に計2回、分科会（既存建築物対策分科会・良質化分科会合同会議、警察分科会）を開催し、関係団体等と情報共有及び施策について議論をした。 | 都市計画局 建築安全推進課 |